

**【表紙】**

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>   | 有価証券届出書の訂正届出書                      |
| <b>【提出先】</b>  | 関東財務局長殿                            |
| <b>【提出日】</b>  | 2018年8月16日提出                       |
| <b>【発行者名】</b>   | ニッセイアセットマネジメント株式会社                 |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>                                     | 代表取締役社長 西 啓介                       |
| <b>【本店の所在の場所】</b>                                     | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号                  |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>                                      | 投資信託企画部 茶木 健                       |
| <b>【電話番号】</b>   | 03 - 5533 - 4608                   |
| <b>【届出の対象とした募集（売<br/>出）内国投資信託受益証券<br/>に係るファンドの名称】</b> | ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式／リー<br>ト／債券） |
| <b>【届出の対象とした募集内国<br/>投資信託受益証券の金額】</b>                 | 当初設定額 1百万円<br>継続募集額 上限1兆円          |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>                                     | 該当事項はありません。                        |

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2017年11月1日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」ということがあります）の記載事項を、半期報告書の提出にともない新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出します。

**【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （ 8 ）【申込取扱場所】

<訂正前>

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

<訂正後>

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### （ 10 ）【払込取扱場所】

<訂正前>

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

<訂正後>

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。  
ニッセイアセットマネジメント株式会社  
コールセンター 0120-762-506  
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）  
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （ 1 ）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

###### 基本方針

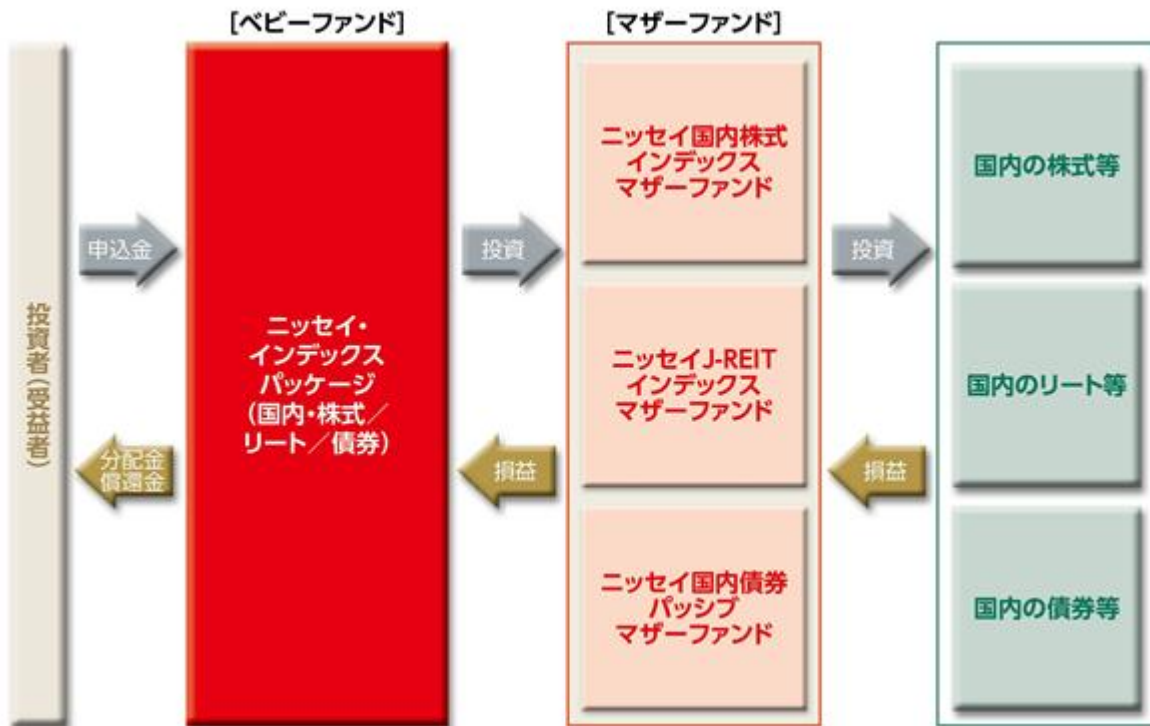
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



## ファンドの特色

### 1 各マザーファンドへの投資を通じて、複数の資産に分散投資を行います。

- 投資対象とするマザーファンドは、各投資対象資産の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

#### 【投資対象資産および投資対象とするマザーファンド】

| 投資対象資産 | 投資対象とするマザーファンド          | マザーファンドの概要                               |
|--------|-------------------------|--|
| 国内株式   | ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド   | 「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」の動きに連動する投資成果をめざします。 |
| 国内リート  | ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド | 「東証REIT指数(配当込み)」の動きに連動する投資成果をめざします。      |
| 国内債券   | ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド     | 「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざします。        |

#### 〈各マザーファンドの運用プロセス〉



## 2 各資産への投資割合は、基本投資割合を維持することを目標とします。

- ファンドは、各投資対象資産の指数を基本投資割合で組合せた合成ベンチマーク\*の動きに連動する投資成果をめざします。

\*各投資対象資産の指数の騰落率を基本投資割合で加重平均し、委託会社が独自に指数化したもの(以下「ベンチマーク」ということがあります)。各投資対象資産の指数は、国内株式:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、国内リート:東証REIT指数(配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合。



### 〈基準価額と合成ベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。

### 〈各指数について〉

#### ● TOPIX(東証株価指数)

株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

#### ● 東証REIT指数

東証REIT指数は、東証市場に上場する不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

#### ● NOMURA-BPI総合

日本国内で発行される公債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

### 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 資産複合 / インデックス型に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

### 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|------|
|         |        |                   |      |

|                    |     |  |         |
|--------------------|-----|--|---------|
| 単 位 型<br><br>追 加 型 | 国 内 | 株 式<br>債 券<br>不 動 産 投 信<br>そ の 他 資 産<br>( )<br>資 産 複 合 | インデックス型 |
|                    | 海 外 |  | 特 殊 型   |
|                    | 内 外 |  |         |

## 属性区分表

| 投資対象資産  | 決算頻度         | 投資対象地域      | 投資形態                 | 対象インデックス              |
|---|--------------|-------------|----------------------|-----------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                     |              | グローバル       |                      |                       |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( )             | 年1回          | 日 本         |                      | 日経225                 |
|   | 年2回          | 北 米         | ファミリー<br>ファンド        |                       |
|   | 年4回          | 欧 州         |                      |                       |
|   | 年6回<br>(隔月)  | ア ジ ア       |                      | TOPIX                 |
| 不動産投信   | 年12回<br>(毎月) | オセアニア       |                      |                       |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・<br>不動産投信・<br>債券)資産配分<br>固定型)) | 日 々          | 中南米         | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | その他<br>(合成ベンチ<br>マーク) |
|   | その他<br>( )   | アフリカ        |                      |                       |
|   |              | 中近東<br>(中東) |                      |                       |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                           |              | エマー<br>ジング  |                      |                       |

## 商品分類表

|         |   |
|---------|---|
| 追加型投信   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。       |
| 国内      | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合    | 目論見書または約款において、複数資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。          |
| インデックス型 | 目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。              |

## 属性区分表

|   |   |
|---|---|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・<br>不動産投信・債券)<br>資産配分固定型)) | 目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。<br>目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。<br>目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券、公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年1回   | 目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。  |
| 日本  | 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| ファミリーファンド            | 目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。 |
| その他の指数<br>(合成ベンチマーク) | 目論見書または約款において、合成ベンチマークの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。             |

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

#### <訂正後>

##### 基本方針

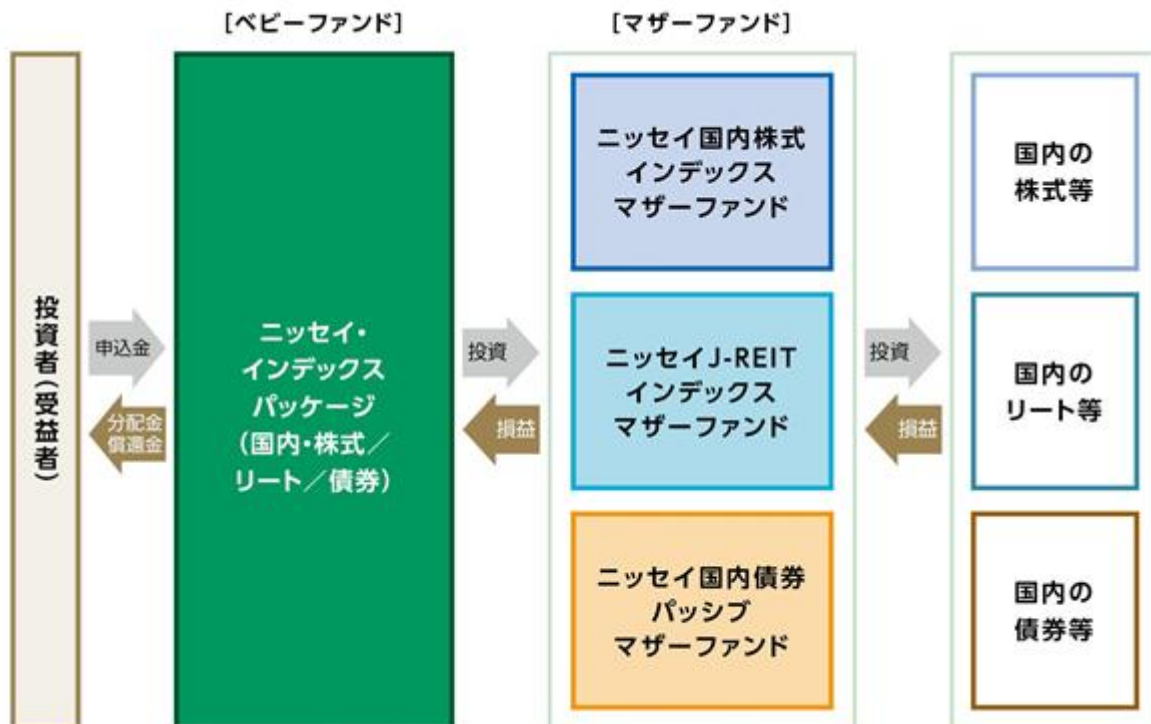
ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

##### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

#### <イメージ図>



#### ファンドの特色

## 1 各マザーファンドへの投資を通じて、複数の資産に分散投資を行います。

- 投資対象とするマザーファンドは、各投資対象資産の指数の動きに連動する投資成果をめざします。

### 【投資対象資産および投資対象とするマザーファンド】

| 投資対象資産 | 投資対象とするマザーファンド              | マザーファンドの概要                                   |
|--------|-----------------------------|--|
| 国内株式   | ニッセイ国内株式<br>インデックスマザーファンド   | 「TOPIX(東証株価指数)(配当込み)」の動きに連動する投資<br>成果をめざします。 |
| 国内リート  | ニッセイ「REIT」<br>インデックスマザーファンド | 「東証REIT指数(配当込み)」の動きに連動する投資成果を<br>めざします。      |
| 国内債券   | ニッセイ国内債券<br>パッシブマザーファンド     | 「NOMURA-BPI総合」の動きに連動する投資成果をめざし<br>ます。        |

### 〈各マザーファンドの運用プロセス〉

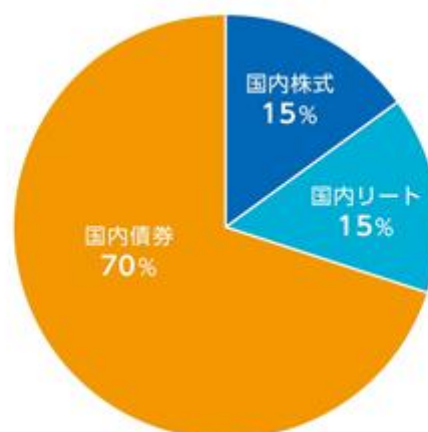


## 2 各資産への投資割合は、基本投資割合を維持することを目標とします。

- ファンドは、各投資対象資産の指数を基本投資割合で組合せた合成ベンチマーク<sup>®</sup>の動きに連動する投資成果をめざします。

※各投資対象資産の指数の騰落率を基本投資割合で加重平均し、委託会社が独自に指数化したもの(以下「ベンチマーク」ということがあります)。各投資対象資産の指数は、国内株式:TOPIX(東証株価指数)(配当込み)、国内リート:東証REIT指数(配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合。

### 【基本投資割合】



### 〈基準価額と合成ベンチマークの連動性に関する留意点〉

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用(信託報酬)等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。



## 〈各指数について〉

## ●TOPIX(東証株価指数)

株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。同指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の高標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ●東証REIT指数

東証REIT指数は、東証市場に上場する不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。東証REIT指数は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の高標または標章に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

## ●NOMURA-BPI総合

日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

## 信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 資産複合 / インデックス型に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

## 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉)     | 補足分類    |
|---------|--------|-----------------------|---------|
| 単 位 型   | 国 内    | 株 式<br>債 券            | インデックス型 |
| 追 加 型   | 海 外    | 不動産投信<br>その他資産<br>( ) | 特 殊 型   |
|         | 内 外    | 資産複合                  |         |

## 属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象<br>地域 | 投資形態 | 対象<br>インデックス |
|--------|------|------------|------|--------------|
|        |      |            |      |              |

|   |              |             |                      |                       |
|---|--------------|-------------|----------------------|-----------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                                     |              | グローバル       |                      |                       |
| 債券<br>一般  | 年1回          | 日本          |                      | 日経225                 |
| 公債  | 年2回          | 北米          | ファミリー<br>ファンド        |                       |
| 社債  | 年4回          | 欧州          |                      |                       |
| その他債券<br>クレジット属性<br>( )                                     | 年6回<br>(隔月)  | アジア         |                      | TOPIX                 |
| 不動産投信   | 年12回<br>(毎月) | オセアニア       |                      |                       |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・<br>不動産投信・<br>債券)資産配分<br>固定型)) | 日々           | 中南米         | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | その他<br>(合成ベンチ<br>マーク) |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型                           | その他<br>( )   | アフリカ        |                      |                       |
|   |              | 中近東<br>(中東) |                      |                       |
|   |              | エマー<br>ジング  |                      |                       |

## 商品分類表

|         |   |
|---------|---|
| 追加型投信   | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。       |
| 国内      | 目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 資産複合    | 目論見書または約款において、複数資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。          |
| インデックス型 | 目論見書または約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。              |

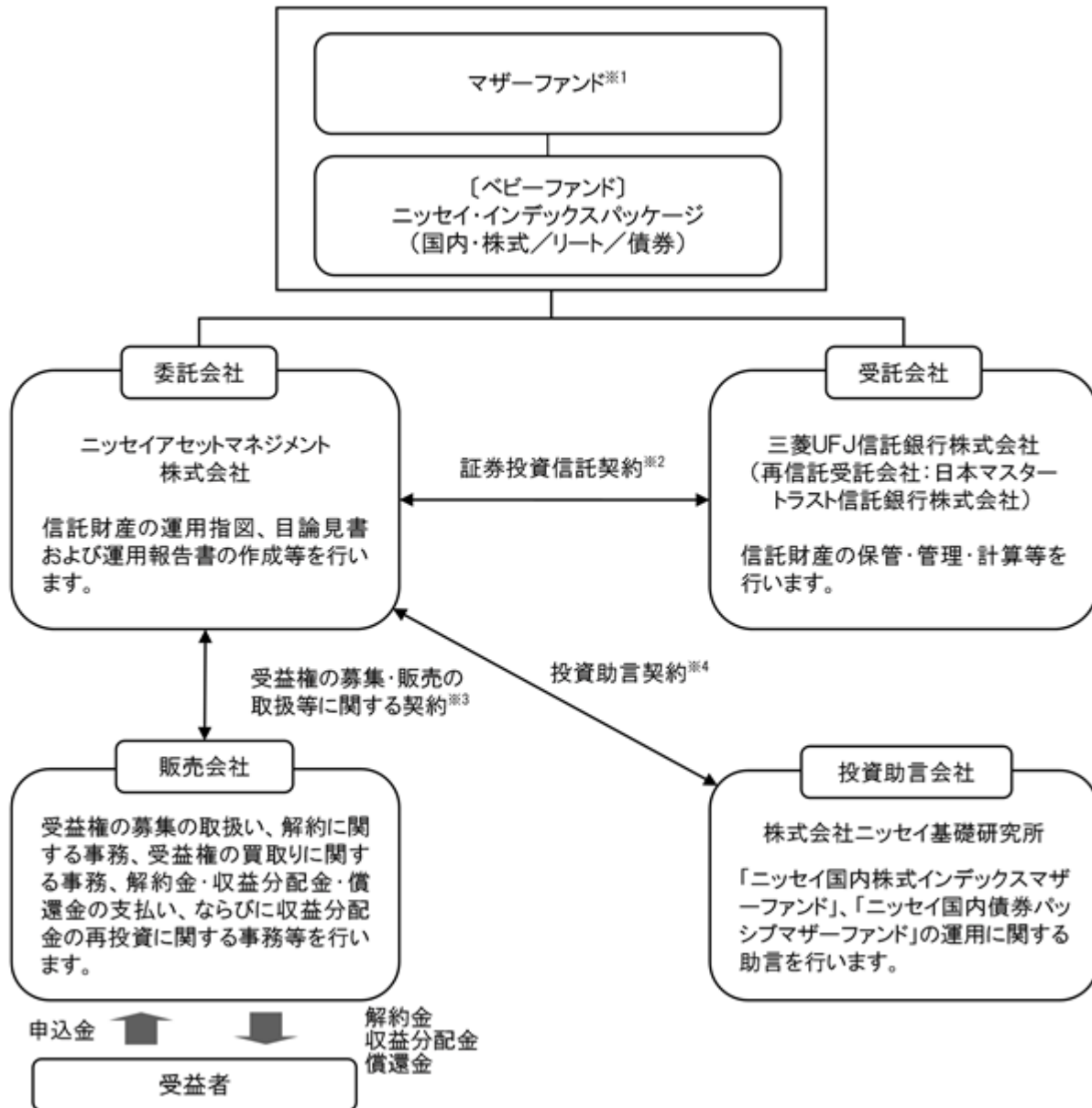
## 属性区分表

|   |   |
|---|---|
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式・<br>不動産投信・債券)<br>資産配分固定型)) | 目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。<br>目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。<br>目論見書または約款において、主として株式、不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券、公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。 |
| 年1回   | 目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。  |
| 日本  | 目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。  |
| ファミリーファンド   | 目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。  |
| その他の指数<br>(合成ベンチマーク)                                    | 目論見書または約款において、合成ベンチマークの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。  |

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、  
一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (3) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >



- 1 ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド
- 2 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 3 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 4 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

#### 委託会社の概況（2017年8月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 赤林 富二
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日
7. 沿革

1985年7月1日

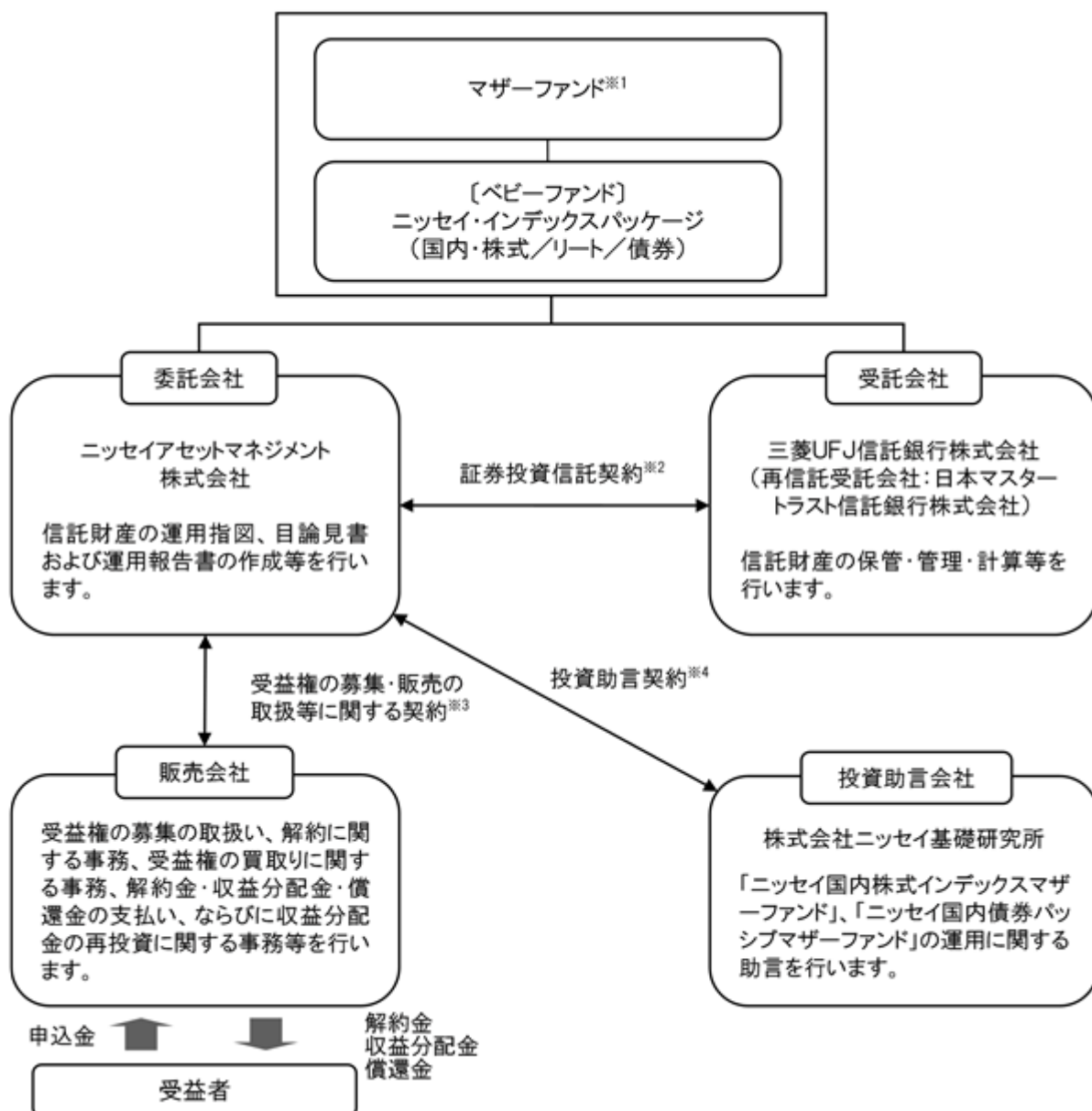
ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

- 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
- 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
- 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

## 8. 大株主の状況

| 名 称                       | 住 所                                   | 保有株数    | 比 率    |
|---------------------------|---------------------------------------|---------|--------|
| 日本生命保険相互会社                | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号                     | 97,604株 | 90.00% |
| パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー | アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア | 10,844株 | 10.00% |

< 訂正後 >



1 ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

- 2 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 3 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 4 委託会社と投資助言会社との間で結ばれ、投資助言会社が委託会社に対して運用に関する助言を行うことを定めた契約です。

#### 委託会社の概況（2018年5月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
3. 資本金の額 : 100億円
4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西 啓介
5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号
6. 設立年月日 : 1995年4月4日
7. 沿革
  - 1985年7月1日 ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
  - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
  - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
  - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

#### 8. 大株主の状況

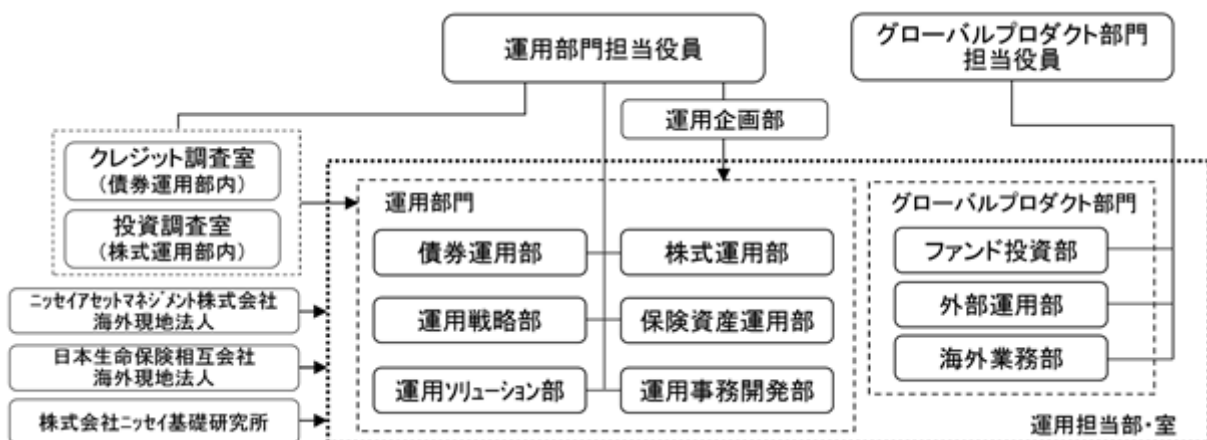
| 名 称        | 住 所               | 保有株数     | 比 率  |
|------------|-------------------|----------|------|
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 | 108,448株 | 100% |

## 2【投資方針】

### （3）【運用体制】

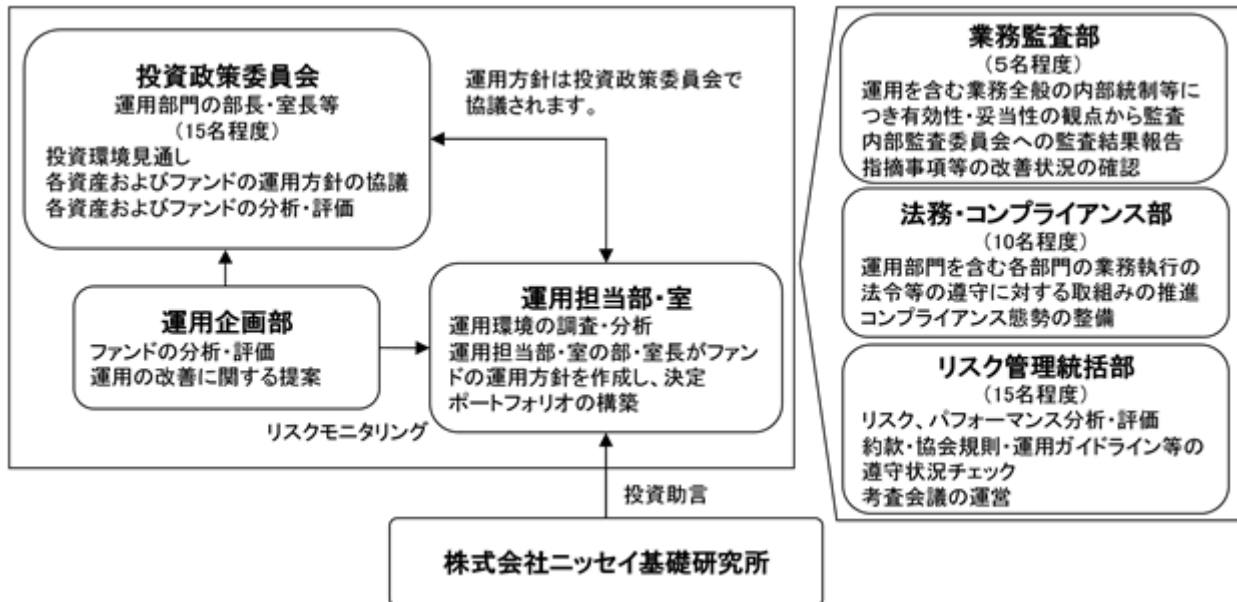
<訂正前>

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



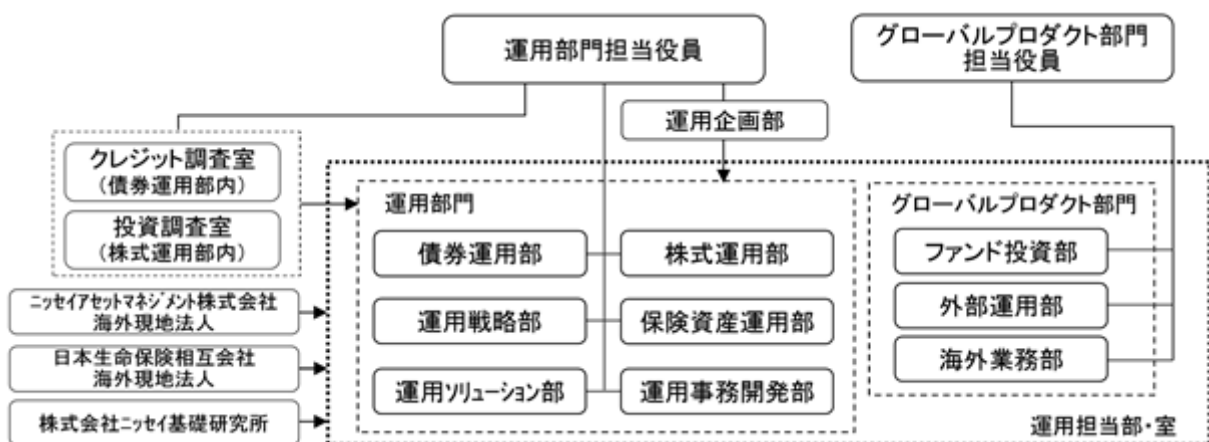
#### < 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

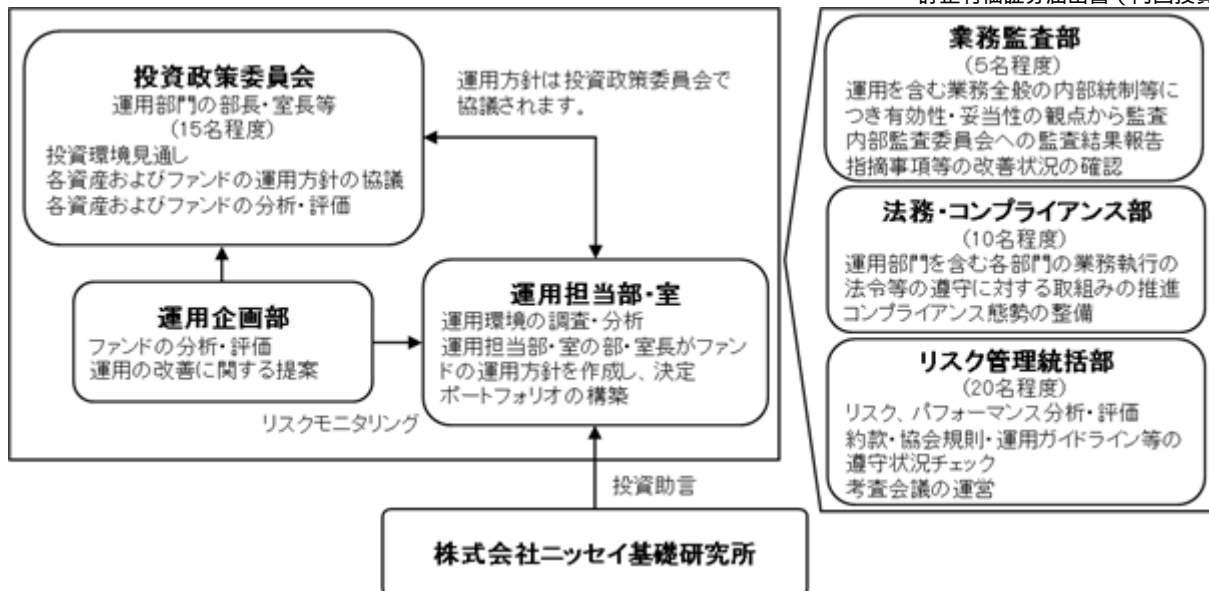
#### < 訂正後 >

##### 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

#### 内部管理体制および意思決定を監督する組織



#### < 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### （５）【投資制限】

##### < 訂正前 >

##### a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限りま。

デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

- 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

#### 信用取引の範囲

- 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 先物取引等

- 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
- 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

#### スワップ取引

- 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
- スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
- 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
- スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引

- 金利先渡取引を行うことができます。
- 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

- 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。



．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 有価証券の空売り

1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2．前記1．の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 有価証券の借入れ

1．信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。

2．前記1．は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。

4．前記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 資金の借入れ

1．信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にとともなう支払資金の手当て(一部解約にとともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2．一部解約にとともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

##### 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定め

た合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

#### <訂正後>

##### a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の25%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券(上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資対象資産は、国内の通貨建てまたはユーロ円建て表示であるものに限りま

す。デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

##### b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と

類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

2. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

#### スワップ取引

1. 異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引

1. 金利先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
  - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

#### 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとしします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとしします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

#### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととしします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

#### c 法令に定める投資制限

##### デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとしします。

##### 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとしします。

##### 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとしします。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ベンチマークの動きに連動することを目標に運用しますので、ベンチマークの動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

##### ・不動産投資信託（リート）投資リスク

###### 保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。

###### 金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。

###### 信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。

###### J-REITの税制に関するリスク

一般に、J-REITの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、J-REITの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

###### リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用（信託報

酬）等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

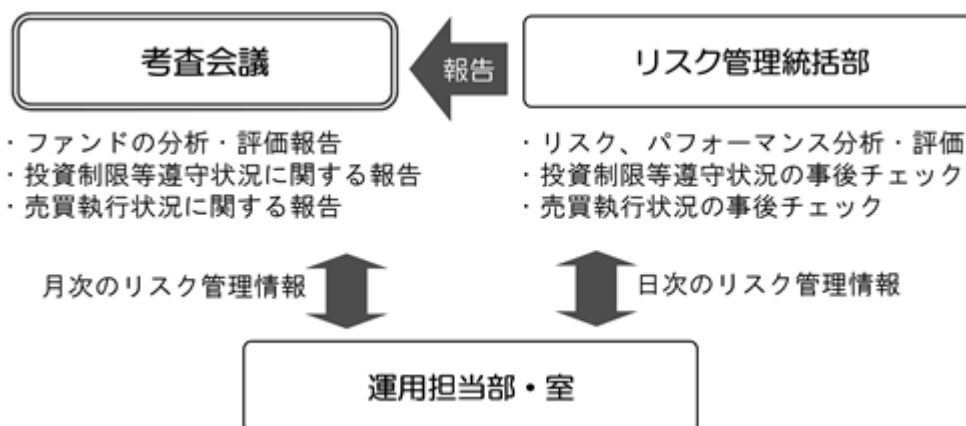
・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

設定日におけるファンドの信託財産（1百万円（受益権口数1百万口））は、委託会社の資金によるものです。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および  
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



グラフは次に記載の基準で作成しています。なお、ファンドについては2017年11月17日から運用を開始する予定のため記載できるデータはありませんが、グラフにおいては、**参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマークの騰落率を記載しています。**

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

**!** 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標準に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

<訂正後>

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、ベンチマークの動きに連動することを目標に運用しますので、ベンチマークの動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

#### （１）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

##### ・不動産投資信託（リート）投資リスク

###### 保有不動産に関するリスク

リーートの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。

リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーートの価格が下落することがあります。

###### 金利変動リスク

リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。

また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーートの価格が下落することがあります。

###### 信用リスク

リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーートの経営や財務状況が悪化した場合、リーートの価格が下落することがあります。

###### J - R E I Tの税制に関するリスク

一般に、J - R E I Tの発行者には課税の実質免除措置が適用されますが、税法上の一定の要件を満たさない場合、当該措置は適用されず発行者の税負担が増大し、J - R E I Tの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

###### リートおよび不動産等の法制度に関するリスク

リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーートの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

##### ・基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドは合成ベンチマークの動きに連動する投資成果をめざしますが、基本投資割合と実際の投資割合がかい離すること、各指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングがずれること、売買時のコストや運用管理費用（信託報酬）等の費用を負担することなどから、基準価額と合成ベンチマークの動きは完全に一致するものではありません。



・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

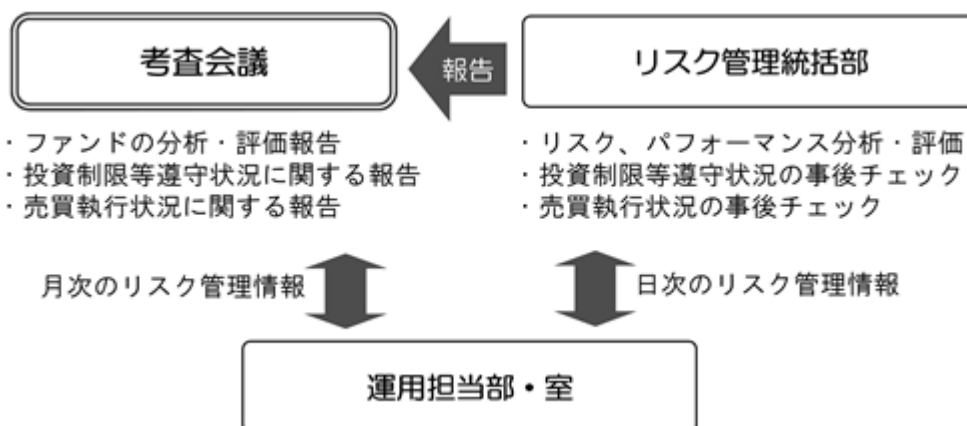
・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

設定日におけるファンドの信託財産（1百万円（受益権口数1百万口））は、委託会社の資金によるものです。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。

（2）投資リスク管理体制



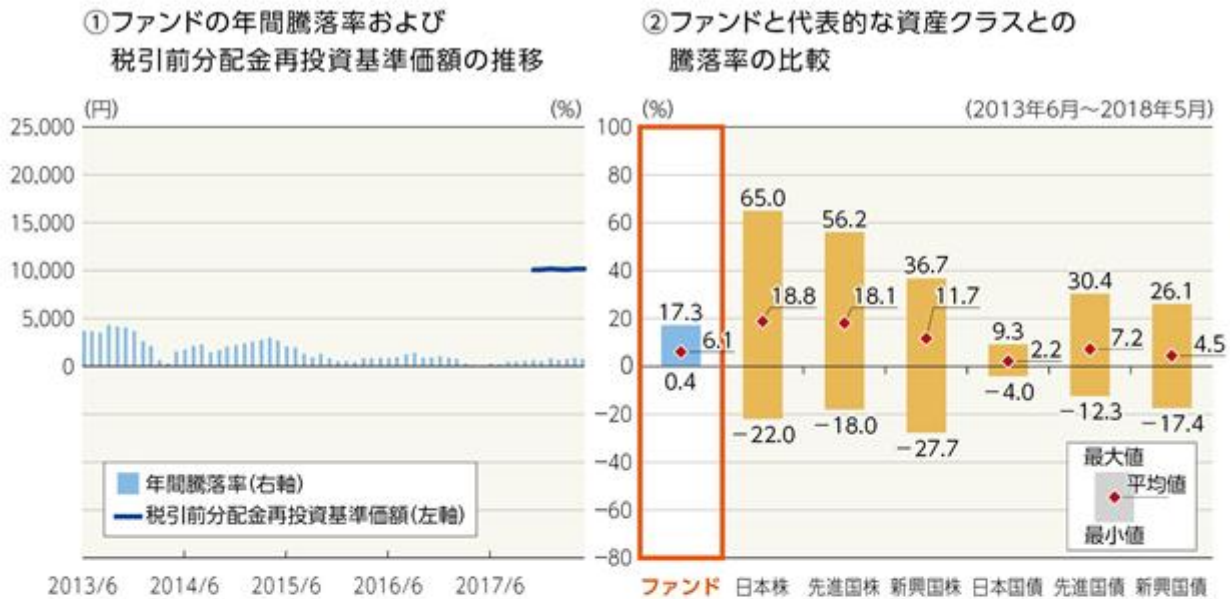
1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

**(参考情報)** 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の月末データが1年に満たないためファンドの騰落率を記載できません。参考としてファンドの騰落率に代えファンドのベンチマークの騰落率を記載しています。

- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

❗前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## (1)【投資状況】

「ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式/リート/債券）」

（2018年5月31日現在）

| 資産の種類                 | 時価合計（円）   | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券             | 5,974,360 | 100.00  |
| 内 日本                  | 5,974,360 | 100.00  |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 49        | 0.00    |
| 純資産総額                 | 5,974,311 | 100.00  |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」

（2018年5月31日現在）

| 資産の種類                 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------------|---------|
| 株式                    | 51,330,659,185 | 96.02   |
| 内 日本                  | 51,330,659,185 | 96.02   |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 2,126,767,599  | 3.98    |
| 純資産総額                 | 53,457,426,784 | 100.00  |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## その他資産の投資状況

| 資産の種類        | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|--------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引（買建） | 2,093,400,000 | 3.92    |
| 内 日本         | 2,093,400,000 | 3.92    |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

（参考情報）

「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」

（2018年5月31日現在）

| 資産の種類                 | 時価合計（円）         | 投資比率（％） |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 国債証券                  | 83,552,720,660  | 71.32   |
| 内 日本                  | 83,552,720,660  | 71.32   |
| 地方債証券                 | 11,643,382,013  | 9.94    |
| 内 日本                  | 11,643,382,013  | 9.94    |
| 特殊債券                  | 12,749,954,554  | 10.88   |
| 内 日本                  | 12,749,954,554  | 10.88   |
| 社債券                   | 8,180,658,500   | 6.98    |
| 内 日本                  | 7,764,831,500   | 6.63    |
| 内 スウェーデン              | 415,827,000     | 0.35    |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 1,030,980,665   | 0.88    |
| 純資産総額                 | 117,157,696,392 | 100.00  |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

## 「ニッセイ」-REITインデックス マザーファンド」

(2018年5月31日現在)

| 資産の種類                 | 時価合計(円)        | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------------|---------|
| 投資証券                  | 16,022,488,920 | 98.72   |
| 内 日本                  | 16,022,488,920 | 98.72   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 207,838,619    | 1.28    |
| 純資産総額                 | 16,230,327,539 | 100.00  |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## (2)【投資資産】

## 「ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)」

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2018年5月31日現在)

|   | 銘柄名<br>地域                          | 種類            | 株数、口数<br>又は額面金額 | 簿価単価(円)             | 評価単価(円)             | 利率(%)<br>償還日 | 投資<br>比率 |
|---|------------------------------------|---------------|-----------------|---------------------|---------------------|--------------|----------|
|   |                                    |               |                 | 簿価金額(円)             | 評価金額(円)             |              |          |
| 1 | ニッセイ国内債券パッシブ<br>マザーファンド<br>日本      | 親投資信託<br>受益証券 | 4,311,989       | 0.9672<br>4,170,812 | 0.9711<br>4,187,372 | -<br>-       | 70.09%   |
| 2 | ニッセイJ-REITインデッ<br>クス マザーファンド<br>日本 | 親投資信託<br>受益証券 | 629,605         | 1.3904<br>875,422   | 1.4352<br>903,609   | -<br>-       | 15.12%   |
| 3 | ニッセイ国内株式インデッ<br>クス マザーファンド<br>日本   | 親投資信託<br>受益証券 | 488,001         | 1.8382<br>897,058   | 1.8102<br>883,379   | -<br>-       | 14.79%   |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類          | 国内/外国 | 業種        | 投資比率(%) |
|-------------|-------|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券   | 国内    | 親投資信託受益証券 | 100.00  |
|             | 小計    |           | 100.00  |
| 合計(対純資産総額比) |       |           | 100.00  |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

## 「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄

(2018年5月31日現在)

|   | 銘柄名<br>地域                   | 種類<br>業種     | 株数、口数<br>又は額面金額 | 簿価単価(円)                   | 評価単価(円)                   | 利率(%)<br>償還日 | 投資<br>比率 |
|---|-----------------------------|--------------|-----------------|---------------------------|---------------------------|--------------|----------|
|   |                             |              |                 | 簿価金額(円)                   | 評価金額(円)                   |              |          |
| 1 | トヨタ自動車<br>日本                | 株式<br>輸送用機器  | 249,700         | 7,278.17<br>1,817,359,876 | 6,921.00<br>1,728,173,700 | -<br>-       | 3.23%    |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャ<br>ル・グループ<br>日本 | 株式<br>銀行業    | 1,418,500       | 782.96<br>1,110,630,620   | 655.80<br>930,252,300     | -<br>-       | 1.74%    |
| 3 | 日本電信電話<br>日本                | 株式<br>情報・通信業 | 144,700         | 4,805.38<br>695,339,027   | 5,106.00<br>738,838,200   | -<br>-       | 1.38%    |
| 4 | ソフトバンクグループ<br>日本            | 株式<br>情報・通信業 | 91,300          | 8,905.39<br>813,062,916   | 7,765.00<br>708,944,500   | -<br>-       | 1.33%    |

|    |                       |              |           |                          |                          |        |       |
|----|-----------------------|--------------|-----------|--------------------------|--------------------------|--------|-------|
| 5  | ソニー<br>日本             | 株式<br>電気機器   | 137,300   | 5,292.82<br>726,705,466  | 5,160.00<br>708,468,000  | -<br>- | 1.33% |
| 6  | 三井住友フィナンシャルグループ<br>日本 | 株式<br>銀行業    | 153,400   | 4,766.08<br>731,117,294  | 4,503.00<br>690,760,200  | -<br>- | 1.29% |
| 7  | キーエンス<br>日本           | 株式<br>電気機器   | 10,100    | 62,944.84<br>635,742,968 | 66,830.00<br>674,983,000 | -<br>- | 1.26% |
| 8  | 本田技研工業<br>日本          | 株式<br>輸送用機器  | 184,900   | 3,781.21<br>699,146,769  | 3,447.00<br>637,350,300  | -<br>- | 1.19% |
| 9  | 任天堂<br>日本             | 株式<br>その他製品  | 12,700    | 46,980.81<br>596,656,392 | 45,000.00<br>571,500,000 | -<br>- | 1.07% |
| 10 | KDDI<br>日本            | 株式<br>情報・通信業 | 181,500   | 2,643.31<br>479,761,154  | 2,945.50<br>534,608,250  | -<br>- | 1.00% |
| 11 | みずほフィナンシャルグループ<br>日本  | 株式<br>銀行業    | 2,753,000 | 201.36<br>554,351,385    | 189.70<br>522,244,100    | -<br>- | 0.98% |
| 12 | リクルートホールディングス<br>日本   | 株式<br>サービス業  | 151,400   | 2,646.43<br>400,670,157  | 3,030.00<br>458,742,000  | -<br>- | 0.86% |
| 13 | ファナック<br>日本           | 株式<br>電気機器   | 19,500    | 27,411.47<br>534,523,782 | 23,270.00<br>453,765,000 | -<br>- | 0.85% |
| 14 | 三菱商事<br>日本            | 株式<br>卸売業    | 142,000   | 3,049.41<br>433,016,298  | 3,031.00<br>430,402,000  | -<br>- | 0.81% |
| 15 | 花王<br>日本              | 株式<br>化学     | 50,500    | 7,873.67<br>397,620,560  | 8,442.00<br>426,321,000  | -<br>- | 0.80% |
| 16 | 日本電産<br>日本            | 株式<br>電気機器   | 24,700    | 16,261.33<br>401,654,994 | 16,885.00<br>417,059,500 | -<br>- | 0.78% |
| 17 | 東海旅客鉄道<br>日本          | 株式<br>陸運業    | 18,400    | 20,107.09<br>369,970,624 | 22,510.00<br>414,184,000 | -<br>- | 0.77% |
| 18 | キヤノン<br>日本            | 株式<br>電気機器   | 110,600   | 3,949.45<br>436,809,780  | 3,714.00<br>410,768,400  | -<br>- | 0.77% |
| 19 | セブン&アイ・ホールディングス<br>日本 | 株式<br>小売業    | 84,800    | 4,501.55<br>381,732,104  | 4,821.00<br>408,820,800  | -<br>- | 0.76% |
| 20 | NTTドコモ<br>日本          | 株式<br>情報・通信業 | 144,700   | 2,733.97<br>395,605,996  | 2,818.00<br>407,764,600  | -<br>- | 0.76% |
| 21 | 東京海上ホールディングス<br>日本    | 株式<br>保険業    | 76,400    | 5,036.52<br>384,790,339  | 5,240.00<br>400,336,000  | -<br>- | 0.75% |
| 22 | 東日本旅客鉄道<br>日本         | 株式<br>陸運業    | 36,900    | 10,358.91<br>382,243,962 | 10,755.00<br>396,859,500 | -<br>- | 0.74% |
| 23 | 日立製作所<br>日本           | 株式<br>電気機器   | 493,000   | 828.81<br>408,604,320    | 796.60<br>392,723,800    | -<br>- | 0.73% |
| 24 | 信越化学工業<br>日本          | 株式<br>化学     | 35,800    | 11,305.09<br>404,722,480 | 10,890.00<br>389,862,000 | -<br>- | 0.73% |
| 25 | 日本たばこ産業<br>日本         | 株式<br>食料品    | 127,600   | 3,133.25<br>399,802,928  | 2,936.00<br>374,633,600  | -<br>- | 0.70% |
| 26 | 小松製作所<br>日本           | 株式<br>機械     | 99,200    | 3,992.05<br>396,011,513  | 3,587.00<br>355,830,400  | -<br>- | 0.67% |
| 27 | ダイキン工業<br>日本          | 株式<br>機械     | 28,000    | 12,662.33<br>354,545,378 | 12,580.00<br>352,240,000 | -<br>- | 0.66% |
| 28 | アステラス製薬<br>日本         | 株式<br>医薬品    | 211,100   | 1,529.12<br>322,798,006  | 1,664.50<br>351,375,950  | -<br>- | 0.66% |
| 29 | 村田製作所<br>日本           | 株式<br>電気機器   | 21,600    | 15,053.16<br>325,148,420 | 16,185.00<br>349,596,000 | -<br>- | 0.65% |
| 30 | パナソニック<br>日本          | 株式<br>電気機器   | 234,700   | 1,650.96<br>387,480,525  | 1,489.50<br>349,585,650  | -<br>- | 0.65% |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

| 種類          | 国内/外国 | 業種         | 投資比率(%) |
|-------------|-------|------------|---------|
| 株式          | 国内    | 電気機器       | 13.04   |
|             |       | 輸送用機器      | 8.17    |
|             |       | 化学         | 7.23    |
|             |       | 情報・通信業     | 7.09    |
|             |       | 銀行業        | 6.57    |
|             |       | 機械         | 5.10    |
|             |       | 小売業        | 4.80    |
|             |       | 卸売業        | 4.63    |
|             |       | 医薬品        | 4.44    |
|             |       | サービス業      | 4.31    |
|             |       | 食料品        | 4.25    |
|             |       | 陸運業        | 4.13    |
|             |       | 建設業        | 3.00    |
|             |       | 不動産業       | 2.34    |
|             |       | 保険業        | 2.19    |
|             |       | その他製品      | 2.18    |
|             |       | 電気・ガス業     | 1.67    |
|             |       | 精密機器       | 1.65    |
|             |       | その他金融業     | 1.18    |
|             |       | 鉄鋼         | 1.01    |
|             |       | ガラス・土石製品   | 0.98    |
|             |       | 証券、商品先物取引業 | 0.90    |
|             |       | 非鉄金属       | 0.81    |
|             |       | ゴム製品       | 0.78    |
|             |       | 石油・石炭製品    | 0.66    |
|             |       | 繊維製品       | 0.63    |
|             |       | 金属製品       | 0.63    |
|             |       | 空運業        | 0.60    |
|             |       | 鋳業         | 0.29    |
|             | パルプ・紙 | 0.26       |         |
| 海運業         | 0.19  |            |         |
| 倉庫・運輸関連業    | 0.17  |            |         |
| 水産・農林業      | 0.10  |            |         |
|             | 小計    |            | 96.02   |
| 合計(対純資産総額比) |       |            | 96.02   |

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

| 種類           | 取引所名称 | 資産名               | 買建/<br>売建 | 数量  | 簿価金額<br>(円)   | 評価金額<br>(円)   | 投資<br>比率 |
|--------------|-------|-------------------|-----------|-----|---------------|---------------|----------|
| 株価指数<br>先物取引 | 大阪取引所 | TOPIX 先物<br>3006月 | 買建        | 120 | 2,081,084,800 | 2,093,400,000 | 3.92%    |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」

## 投資有価証券の主要銘柄

(2018年5月31日現在)

|    | 銘柄名<br>地域                  | 種類   | 株数、口数<br>又は額面金額 | 簿価単価(円)<br>簿価金額(円)      | 評価単価(円)<br>評価金額(円)      | 利率(%)<br>償還日           | 投資<br>比率 |
|----|----------------------------|------|-----------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----------|
| 1  | 第312回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 1,051,000,000   | 103.71<br>1,090,002,610 | 103.42<br>1,086,944,200 | 1.200000<br>2020/12/20 | 0.93%    |
| 2  | 第343回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 1,059,000,000   | 100.99<br>1,069,487,300 | 101.04<br>1,070,108,910 | 0.100000<br>2026/6/20  | 0.91%    |
| 3  | 第344回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 1,036,000,000   | 100.92<br>1,045,627,810 | 100.99<br>1,046,339,280 | 0.100000<br>2026/9/20  | 0.89%    |
| 4  | 第339回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 1,009,000,000   | 103.31<br>1,042,440,660 | 103.25<br>1,041,863,130 | 0.400000<br>2025/6/20  | 0.89%    |
| 5  | 第133回 住宅金融支援<br>機構債券<br>日本 | 特殊債券 | 1,000,000,000   | 103.80<br>1,038,059,000 | 103.75<br>1,037,587,000 | 0.828000<br>2023/5/19  | 0.89%    |
| 6  | 第340回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 995,000,000     | 103.34<br>1,028,301,720 | 103.33<br>1,028,193,200 | 0.400000<br>2025/9/20  | 0.88%    |
| 7  | 第346回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 1,013,000,000   | 100.84<br>1,021,586,700 | 100.88<br>1,021,914,400 | 0.100000<br>2027/3/20  | 0.87%    |
| 8  | 第342回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 997,000,000     | 101.04<br>1,007,391,680 | 101.09<br>1,007,917,150 | 0.100000<br>2026/3/20  | 0.86%    |
| 9  | 第341回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 969,000,000     | 102.64<br>994,605,820   | 102.65<br>994,707,570   | 0.300000<br>2025/12/20 | 0.85%    |
| 10 | 第345回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 981,000,000     | 100.87<br>989,597,610   | 100.94<br>990,231,210   | 0.100000<br>2026/12/20 | 0.85%    |
| 11 | 第349回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 929,000,000     | 100.72<br>935,753,620   | 100.76<br>936,078,980   | 0.100000<br>2027/12/20 | 0.80%    |
| 12 | 第347回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 905,000,000     | 100.82<br>912,486,510   | 100.81<br>912,357,650   | 0.100000<br>2027/6/20  | 0.78%    |
| 13 | 第350回 利付国債(10年)<br>日本      | 国債証券 | 900,000,000     | 100.66<br>905,967,000   | 100.68<br>906,147,000   | 0.100000<br>2028/3/20  | 0.77%    |
| 14 | 第127回 利付国債(5年)<br>日本       | 国債証券 | 855,000,000     | 100.69<br>860,950,800   | 100.66<br>860,643,000   | 0.100000<br>2021/3/20  | 0.73%    |
| 15 | 第122回 利付国債(5年)<br>日本       | 国債証券 | 843,000,000     | 100.43<br>846,658,620   | 100.37<br>846,144,390   | 0.100000<br>2019/12/20 | 0.72%    |
| 16 | 第126回 利付国債(5年)<br>日本       | 国債証券 | 806,000,000     | 100.63<br>811,150,340   | 100.61<br>810,956,900   | 0.100000<br>2020/12/20 | 0.69%    |
| 17 | 第123回 利付国債(5年)<br>日本       | 国債証券 | 794,000,000     | 100.48<br>797,850,900   | 100.42<br>797,366,560   | 0.100000<br>2020/3/20  | 0.68%    |

|    |                       |      |             |                       |                       |                        |       |
|----|-----------------------|------|-------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------|
| 18 | 第124回 利付国債（5年）<br>日本  | 国債証券 | 784,000,000 | 100.53<br>788,186,560 | 100.49<br>787,865,120 | 0.100000<br>2020/6/20  | 0.67% |
| 19 | 第128回 利付国債（5年）<br>日本  | 国債証券 | 773,000,000 | 100.75<br>778,797,500 | 100.72<br>778,565,600 | 0.100000<br>2021/6/20  | 0.66% |
| 20 | 第338回 利付国債（10年）<br>日本 | 国債証券 | 741,000,000 | 103.24<br>765,008,400 | 103.17<br>764,534,160 | 0.400000<br>2025/3/20  | 0.65% |
| 21 | 第125回 利付国債（5年）<br>日本  | 国債証券 | 745,000,000 | 100.58<br>749,328,450 | 100.55<br>749,127,300 | 0.100000<br>2020/9/20  | 0.64% |
| 22 | 第131回 利付国債（5年）<br>日本  | 国債証券 | 705,000,000 | 100.88<br>711,253,350 | 100.85<br>711,055,950 | 0.100000<br>2022/3/20  | 0.61% |
| 23 | 第305回 利付国債（10年）<br>日本 | 国債証券 | 693,000,000 | 102.57<br>710,830,890 | 102.24<br>708,585,570 | 1.300000<br>2019/12/20 | 0.60% |
| 24 | 第348回 利付国債（10年）<br>日本 | 国債証券 | 690,000,000 | 100.80<br>695,575,200 | 100.78<br>695,444,100 | 0.100000<br>2027/9/20  | 0.59% |
| 25 | 第334回 利付国債（10年）<br>日本 | 国債証券 | 664,000,000 | 104.25<br>692,226,640 | 104.13<br>691,456,400 | 0.600000<br>2024/6/20  | 0.59% |
| 26 | 第35回 利付国債（30年）<br>日本  | 国債証券 | 527,000,000 | 129.79<br>684,003,840 | 130.35<br>686,970,850 | 2.000000<br>2041/9/20  | 0.59% |
| 27 | 第37回 利付国債（30年）<br>日本  | 国債証券 | 533,000,000 | 128.33<br>683,998,900 | 128.80<br>686,519,990 | 1.900000<br>2042/9/20  | 0.59% |
| 28 | 第33回 利付国債（30年）<br>日本  | 国債証券 | 515,000,000 | 129.05<br>664,633,250 | 129.70<br>668,001,350 | 2.000000<br>2040/9/20  | 0.57% |
| 29 | 第36回 利付国債（30年）<br>日本  | 国債証券 | 509,000,000 | 130.20<br>662,758,720 | 130.65<br>665,018,680 | 2.000000<br>2042/3/20  | 0.57% |
| 30 | 第34回 利付国債（30年）<br>日本  | 国債証券 | 473,000,000 | 133.70<br>632,443,570 | 134.24<br>634,974,120 | 2.200000<br>2041/3/20  | 0.54% |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

| 種類          | 国内 / 外国 | 業種    | 投資比率 (%) |
|-------------|---------|-------|----------|
| 公社債券        | 国内      | 国債証券  | 71.32    |
|             |         | 地方債証券 | 9.94     |
|             |         | 特殊債券  | 10.88    |
|             |         | 社債券   | 6.63     |
|             | 小計      | 98.77 |          |
|             | 外国      | 社債券   | 0.35     |
|             | 小計      | 0.35  |          |
| 合計（対純資産総額比） |         |       | 99.12    |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件  
該当事項はありません。



その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ」- R E I Tインデックス マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄

(2018年5月31日現在)

|    | 銘柄名<br>地域                | 種類   | 株数、口数<br>又は額面金額 | 簿価単価(円)<br>簿価金額(円)          | 評価単価(円)<br>評価金額(円)          | 利率(%)<br>償還日 | 投資<br>比率 |
|----|--------------------------|------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------|----------|
| 1  | 日本ビルファンド投資法人<br>日本       | 投資証券 | 1,907           | 622,000.00<br>1,186,154,000 | 610,000.00<br>1,163,270,000 | -<br>-       | 7.17%    |
| 2  | ジャパンリアルエステイト投資法人<br>日本   | 投資証券 | 1,960           | 567,000.00<br>1,111,320,000 | 571,000.00<br>1,119,160,000 | -<br>-       | 6.90%    |
| 3  | 野村不動産マスターファンド投資法人<br>日本  | 投資証券 | 5,828           | 155,200.00<br>904,505,600   | 152,400.00<br>888,187,200   | -<br>-       | 5.47%    |
| 4  | 日本リテールファンド投資法人<br>日本     | 投資証券 | 3,719           | 203,000.00<br>754,957,000   | 197,400.00<br>734,130,600   | -<br>-       | 4.52%    |
| 5  | ユナイテッド・アーバン投資法人<br>日本    | 投資証券 | 4,344           | 172,400.00<br>748,905,600   | 166,800.00<br>724,579,200   | -<br>-       | 4.46%    |
| 6  | オリックス不動産投資法人<br>日本       | 投資証券 | 3,908           | 173,000.00<br>676,084,000   | 171,900.00<br>671,785,200   | -<br>-       | 4.14%    |
| 7  | 日本プロロジスリート投資法人<br>日本     | 投資証券 | 2,625           | 230,200.00<br>604,275,000   | 227,000.00<br>595,875,000   | -<br>-       | 3.67%    |
| 8  | 大和ハウスリート投資法人<br>日本       | 投資証券 | 2,291           | 260,100.00<br>595,889,100   | 256,600.00<br>587,870,600   | -<br>-       | 3.62%    |
| 9  | アドバンス・レジデンス投資法人<br>日本    | 投資証券 | 1,823           | 282,800.00<br>515,544,400   | 284,900.00<br>519,372,700   | -<br>-       | 3.20%    |
| 10 | G L P 投資法人<br>日本         | 投資証券 | 4,088           | 119,800.00<br>489,742,400   | 121,600.00<br>497,100,800   | -<br>-       | 3.06%    |
| 11 | 日本プライムリアルティ投資法人<br>日本    | 投資証券 | 1,243           | 405,000.00<br>503,415,000   | 395,500.00<br>491,606,500   | -<br>-       | 3.03%    |
| 12 | ジャパン・ホテル・リート投資法人<br>日本   | 投資証券 | 5,684           | 81,100.00<br>460,972,400    | 81,200.00<br>461,540,800    | -<br>-       | 2.84%    |
| 13 | アクティピア・プロパティーズ投資法人<br>日本 | 投資証券 | 891             | 496,000.00<br>441,936,000   | 484,500.00<br>431,689,500   | -<br>-       | 2.66%    |
| 14 | ケネディクス・オフィス投資法人<br>日本    | 投資証券 | 608             | 687,337.17<br>417,901,000   | 675,000.00<br>410,400,000   | -<br>-       | 2.53%    |
| 15 | 積水ハウス・リート投資法人<br>日本      | 投資証券 | 4,934           | 70,600.00<br>348,340,400    | 71,400.00<br>352,287,600    | -<br>-       | 2.17%    |
| 16 | 日本アコモデーションファンド投資法人<br>日本 | 投資証券 | 654             | 480,000.00<br>313,920,000   | 490,500.00<br>320,787,000   | -<br>-       | 1.98%    |
| 17 | フロンティア不動産投資法人<br>日本      | 投資証券 | 670             | 452,000.00<br>302,840,000   | 449,000.00<br>300,830,000   | -<br>-       | 1.85%    |

|    |                             |      |       |                           |                           |        |       |
|----|-----------------------------|------|-------|---------------------------|---------------------------|--------|-------|
| 18 | 森ヒルズリート投資法人<br>日本           | 投資証券 | 2,116 | 140,200.00<br>296,663,200 | 140,000.00<br>296,240,000 | -<br>- | 1.83% |
| 19 | 日本ロジスティクスファンド<br>投資法人<br>日本 | 投資証券 | 1,312 | 224,300.00<br>294,281,600 | 224,600.00<br>294,675,200 | -<br>- | 1.82% |
| 20 | 産業ファンド投資法人<br>日本            | 投資証券 | 2,287 | 121,100.00<br>276,955,700 | 121,600.00<br>278,099,200 | -<br>- | 1.71% |
| 21 | 大和証券オフィス投資法人<br>日本          | 投資証券 | 425   | 630,000.00<br>267,750,000 | 637,000.00<br>270,725,000 | -<br>- | 1.67% |
| 22 | インヴィンシブル投資法人<br>日本          | 投資証券 | 5,401 | 50,100.00<br>270,590,100  | 50,000.00<br>270,050,000  | -<br>- | 1.66% |
| 23 | ジャパンエクセレント投資法人<br>日本        | 投資証券 | 1,764 | 143,100.00<br>252,428,400 | 145,000.00<br>255,780,000 | -<br>- | 1.58% |
| 24 | イオンリート投資法人<br>日本            | 投資証券 | 1,870 | 118,000.00<br>220,660,000 | 123,000.00<br>230,010,000 | -<br>- | 1.42% |
| 25 | ヒューリックリート投資法人<br>日本         | 投資証券 | 1,337 | 167,100.00<br>223,412,700 | 171,100.00<br>228,760,700 | -<br>- | 1.41% |
| 26 | 森トラスト総合リート投資法人<br>日本        | 投資証券 | 1,408 | 161,400.00<br>227,251,200 | 161,700.00<br>227,673,600 | -<br>- | 1.40% |
| 27 | 東急リアル・エステート投資法人<br>日本       | 投資証券 | 1,320 | 147,000.00<br>194,040,000 | 149,300.00<br>197,076,000 | -<br>- | 1.21% |
| 28 | 日本賃貸住宅投資法人<br>日本            | 投資証券 | 2,215 | 86,500.00<br>191,597,500  | 87,400.00<br>193,591,000  | -<br>- | 1.19% |
| 29 | コンフォリア・レジデンシャル投資法人<br>日本    | 投資証券 | 747   | 250,000.00<br>186,750,000 | 258,500.00<br>193,099,500 | -<br>- | 1.19% |
| 30 | プレミア投資法人<br>日本              | 投資証券 | 1,779 | 108,500.00<br>193,021,500 | 107,700.00<br>191,598,300 | -<br>- | 1.18% |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

| 種類          | 国内/外国 | 業種   | 投資比率(%) |
|-------------|-------|------|---------|
| 投資証券        | 国内    | 投資証券 | 98.72   |
|             | 小計    |      | 98.72   |
| 合計(対純資産総額比) |       |      | 98.72   |

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

「ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)」

## 【純資産の推移】

2018年5月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

|            | 純資産総額<br>(分配落)<br>(円) | 純資産総額<br>(分配付)<br>(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配落)(円) | 1口当たりの<br>純資産額<br>(分配付)(円) |
|------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 2017年11月末日 | 1,007,361             | -                     | 1.0074                     | -                          |
| 12月末日      | 1,325,858             | -                     | 1.0100                     | -                          |
| 2018年1月末日  | 2,721,133             | -                     | 1.0181                     | -                          |
| 2月末日       | 3,332,340             | -                     | 1.0122                     | -                          |
| 3月末日       | 3,941,745             | -                     | 1.0092                     | -                          |
| 4月末日       | 4,327,236             | -                     | 1.0177                     | -                          |
| 5月末日       | 5,974,311             | -                     | 1.0175                     | -                          |

## 【分配の推移】

|                            | 1口当たりの分配金(円) |
|----------------------------|--------------|
| 2017年11月17日～<br>2018年5月16日 | -            |

## 【収益率の推移】

|                            | 収益率(%) |
|----------------------------|--------|
| 2017年11月17日～<br>2018年5月16日 | 1.9    |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(又は直近日の基準価額)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております(第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。)

## (4) 【設定及び解約の実績】

「ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)」

|                            | 設定数量(口)   | 解約数量(口) | 発行済数量(口)  |
|----------------------------|-----------|---------|-----------|
| 2017年11月17日～<br>2018年5月16日 | 5,267,490 | 599,240 | 4,668,250 |

(注)本邦外における設定及び解約はありません。

&lt; 参考情報 &gt;

## 3. 運用実績

2018年5月末現在

### ● 基準価額・純資産の推移



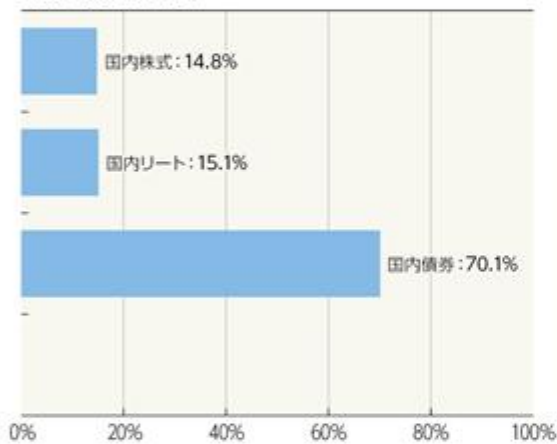
|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,175円 |
| 純資産総額 | 597万円   |

### ● 分配の推移

第1期決算日は2018年11月20日であり、該当事項はありません。

- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

### ● 資産別組入比率



・比率は対組入マザーファンド評価額比です。

### ● 年間収益率の推移



- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2017年はファンド設定時から年末まで、2018年は年始から上記作成基準日までの収益率です。
- ・2016年以前はベンチマークの収益率です。ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

① ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 3.運用実績

2018年5月末現在

## ●マザーファンドの状況

## 1. ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

## 組入上位銘柄

|   | 銘柄                | 比率   |
|---|-------------------|------|
| 1 | トヨタ自動車            | 3.4% |
| 2 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 1.8% |
| 3 | 日本電信電話            | 1.4% |
| 4 | ソフトバンクグループ        | 1.4% |
| 5 | ソニー               | 1.4% |

・比率は対組入株式評価額比です。

## 2. ニッセイJ-REITインデックスマザーファンド

## 組入上位銘柄

|   | 銘柄                | 比率   |
|---|-------------------|------|
| 1 | 日本ビルファンド投資法人      | 7.3% |
| 2 | ジャパンリアルエステイト投資法人  | 7.0% |
| 3 | 野村不動産マスターファンド投資法人 | 5.5% |
| 4 | 日本リテールファンド投資法人    | 4.6% |
| 5 | ユナイテッド・アーバン投資法人   | 4.5% |

・比率は対組入投資信託証券評価額比です。

## 3. ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド

## 組入上位銘柄

|   | 銘柄               | 償還日        | クーポン   | 比率   |
|---|------------------|------------|--------|------|
| 1 | 第312回 利付国債(10年)  | 2020/12/20 | 1.200% | 0.9% |
| 2 | 第343回 利付国債(10年)  | 2026/06/20 | 0.100% | 0.9% |
| 3 | 第344回 利付国債(10年)  | 2026/09/20 | 0.100% | 0.9% |
| 4 | 第339回 利付国債(10年)  | 2025/06/20 | 0.400% | 0.9% |
| 5 | 第133回 住宅金融支援機構債券 | 2023/05/19 | 0.828% | 0.9% |

・比率は対組入債券評価額比です。

## 組入上位業種

|   | 業種     | 比率    |
|---|--------|-------|
| 1 | 電気機器   | 13.6% |
| 2 | 輸送用機器  | 8.5%  |
| 3 | 化学     | 7.5%  |
| 4 | 情報・通信業 | 7.4%  |
| 5 | 銀行業    | 6.8%  |

・比率は対組入株式評価額比です。

## 組入比率

| 投資対象      | 比率    |
|-----------|-------|
| 不動産投資信託証券 | 98.7% |
| 短期金融資産等   | 1.3%  |

・比率は対純資産総額比です。

## 組入比率

| 種別     | 比率    |
|--------|-------|
| 債券     | 99.1% |
| 債券先物   | -     |
| 現金、その他 | 0.9%  |

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。  
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含みます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

当初設定日：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

<訂正後>

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付を行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、申込みの受付を中止することおよび既に受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

当初設定日：受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

ありません。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### < 訂正前 >

#### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消すことがあります。

#### 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

#### 換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 換金価額

##### < 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

##### < 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

<訂正後>

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときには、換金の受け付けを中止することおよび既に受け付けた換金の受け付けを取消することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

<解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

<買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消



の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

### 3【資産管理等の概要】

#### （１）【資産の評価】

##### <訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産      | 評価方法の概要  |
|-------------|--|
| マザーファンド     | 計算日の基準価額で評価します。  |
| 国内株式        | 金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。                                   |
| 国内不動産投資信託証券 | 金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。                                   |
| 国内債券        | 価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。 |

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

##### <訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

| 主な投資資産      | 評価方法の概要  |
|-------------|--|
| マザーファンド     | 計算日の基準価額で評価します。  |
| 国内株式        | 金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。                                   |
| 国内不動産投資信託証券 | 金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。                                   |
| 国内債券        | 価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。 |

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

## (5)【その他】

## &lt;訂正前&gt;

## 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ・受益権の口数が30億口を下回っている場合
  - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

## 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、

この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

#### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

#### <訂正後>

##### 繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ・ 受益権の口数が30億口を下回っている場合
  - ・ この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ・ やむを得ない事情が発生したとき

2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議(以下「書面決議」といいます)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「約款の変更等 2.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

#### 約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1. から7. までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

#### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資助言会社との間で締結された「投資助言契約」は、契約期間満了の1ヵ月前までに委託会社、投資助言会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「1 財務諸表」につきまして  
は、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

#### 1【財務諸表】

##### 中間財務諸表

1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2017年11月17日から2018年5月16日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 【ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

|                 |  | 第1期中間計算期間<br>(2018年5月16日現在) |
|-----------------|--|-----------------------------|
| <b>資産の部</b>     |  |                             |
| 流動資産            |  |                             |
| 金銭信託            |  | 1,225                       |
| コール・ローン         |  | 2,685                       |
| 親投資信託受益証券       |  | 4,756,117                   |
| 未収入金            |  | 208                         |
| 流動資産合計          |  | 4,760,235                   |
| <b>資産合計</b>     |  |                             |
| 4,760,235       |  |                             |
| <b>負債の部</b>     |  |                             |
| 流動負債            |  |                             |
| 未払解約金           |  | 9                           |
| 未払受託者報酬         |  | 272                         |
| 未払委託者報酬         |  | 3,808                       |
| その他未払費用         |  | 69                          |
| 流動負債合計          |  | 4,158                       |
| <b>負債合計</b>     |  |                             |
| 4,158           |  |                             |
| <b>純資産の部</b>    |  |                             |
| 元本等             |  |                             |
| 元本              |  | 4,668,250                   |
| 剰余金             |  |                             |
| 中間剰余金又は中間欠損金( ) |  | 87,827                      |
| 純資産合計           |  | 4,756,077                   |
| <b>負債純資産合計</b>  |  | 4,760,235                   |



## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

|   | 第1期中間計算期間<br>(自2017年11月17日<br>至2018年 5月16日) |
|---|---|
| 営業収益                                      |   |
| 有価証券売買等損益                                 | 39,800                                      |
| 営業収益合計                                    | 39,800                                      |
| 営業費用                                      |   |
| 受託者報酬                                     | 272   |
| 委託者報酬                                     | 3,808                                       |
| その他費用                                     | 69  |
| 営業費用合計                                    | 4,149                                       |
| 営業利益又は営業損失( )                             | 35,651                                      |
| 経常利益又は経常損失( )                             | 35,651                                      |
| 中間純利益又は中間純損失( )                           | 35,651                                      |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( ) | 1,525                                       |
| 期首剰余金又は期首欠損金( )                           | -   |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 56,878                                      |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | -   |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 56,878                                      |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 6,227                                       |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 6,227                                       |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -   |
| 中間剰余金又は中間欠損金( )                           | 87,827                                      |

## (3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
|--------------------|---|

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目                           | 第1期中間計算期間<br>(2018年5月16日現在) |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. 受益権総口数                    | 4,668,250口                  |
| 2. 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0188円<br>(10,188円)        |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | 第1期中間計算期間<br>(2018年5月16日現在)   |
|----------------------------|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額     | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

| 項目        | 第1期中間計算期間<br>(2018年5月16日現在) |
|-----------|-----------------------------|
| 期首元本額     | 1,000,000円                  |
| 期中追加設定元本額 | 4,267,490円                  |
| 期中一部解約元本額 | 599,240円                    |

## &lt;参考&gt;

開示対象ファンド（ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式/リート/債券））は、「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」受益証券、「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」受益証券及び「ニッセイ」-REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

## 「ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

|                 | (2018年5月16日現在) |
|-----------------|----------------|
| 資産の部            |                |
| 流動資産            |                |
| 金銭信託            | 453,695,447    |
| コール・ローン         | 994,639,611    |
| 株式              | 52,885,213,180 |
| 派生商品評価勘定        | 77,027,480     |
| 未収配当金           | 500,424,955    |
| 差入委託証拠金         | 44,175,000     |
| 流動資産合計          | 54,955,175,673 |
| 資産合計            | 54,955,175,673 |
| 負債の部            |                |
| 流動負債            |                |
| 派生商品評価勘定        | 178,780        |
| 前受金             | 78,800,000     |
| 未払解約金           | 217,662,324    |
| その他未払費用         | 13,280         |
| 流動負債合計          | 296,654,384    |
| 負債合計            | 296,654,384    |
| 純資産の部           |                |
| 元本等             |                |
| 元本              | 29,305,963,428 |
| 剰余金             |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 25,352,557,861 |
| 純資産合計           | 54,658,521,289 |
| 負債純資産合計         | 54,955,175,673 |

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法    | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 先物取引<br><br>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。                          |
| 3. 収益及び費用の計上基準        | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。                                 |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                           | (2018年5月16日現在)       |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 受益権総口数                    | 29,305,963,428口      |
| 2. 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.8651円<br>(18,651円) |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | (2018年5月16日現在)   |
|----------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。   |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。<br>(2)デリバティブ取引<br>(デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。                   |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 |

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

## 株式関連

| 種類   | (2018年5月16日 現在) |           |               |             |
|------|-----------------|-----------|---------------|-------------|
|      | 契約額等<br>(円)     | うち<br>1年超 | 時価<br>(円)     | 評価損益<br>(円) |
| 市場取引 |                 |           |               |             |
| 先物取引 |                 |           |               |             |
| 買 建  | 1,636,425,000   | -         | 1,713,325,000 | 76,900,000  |
| 合計   | 1,636,425,000   | -         | 1,713,325,000 | 76,900,000  |

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目   | (2018年5月16日現在)  |
|--|-----------------|
| 開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額                        | 25,660,183,895円 |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額                     | 7,000,861,229円  |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額                     | 3,355,081,696円  |
| 元本の内訳  |                 |
| ファンド名  |                 |
| ニッセイTOPIXオープン                                | 7,129,345,803円  |
| ニッセイ国内株式インデックスSA(適格機関投資家限定)                  | 5,332,420,434円  |
| ニッセイ日本バランス(標準型)SA(適格機関投資家限定)                 | 3,410,056円      |
| ニッセイ日本バランス(成長型)SA(適格機関投資家限定)                 | 4,115,553円      |
| DCニッセイワールドセレクトファンド(債券重視型)                    | 981,738,000円    |
| DCニッセイワールドセレクトファンド(標準型)                      | 3,493,115,547円  |
| DCニッセイワールドセレクトファンド(株式重視型)                    | 2,508,246,594円  |
| ニッセイ/パナゴラ・インデックスバランス(債券重視型)SA<br>(適格機関投資家限定) | 13,979,569円     |
| ニッセイ/パナゴラ・インデックスバランス(標準型)SA(適格<br>機関投資家限定)   | 49,313,486円     |
| ニッセイ/パナゴラ・インデックスバランス(成長型)SA(適格<br>機関投資家限定)   | 57,058,540円     |
| DCニッセイ国内株式インデックス                             | 74,968,332円     |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイTOPIXインデックスファン<br>ド          | 9,326,935,393円  |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファン<br>ド(4資産均等型)  | 302,403,872円    |
| DCニッセイターゲットデートファンド2055                       | 5,479,418円      |
| DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)                      | 1,983,308円      |
| DCニッセイターゲットデートファンド2045                       | 621,858円        |
| DCニッセイターゲットデートファンド2035                       | 1,177,487円      |
| DCニッセイターゲットデートファンド2025                       | 763,266円        |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファン<br>ド(6資産均等型)  | 8,799,661円      |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式)                      | 4,174,032円      |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)                  | 897,320円        |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)               | 418,302円        |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)               | 388,399円        |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファン<br>ド(8資産均等型)  | 4,209,198円      |
| 計  | 29,305,963,428円 |

## 「ニッセイ国内債券パッシブ マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

|                 | (2018年5月16日現在)  |
|-----------------|-----------------|
| 資産の部            |                 |
| 流動資産            |                 |
| 金銭信託            | 241,503,664     |
| コール・ローン         | 529,450,125     |
| 国債証券            | 85,086,683,640  |
| 地方債証券           | 11,637,893,805  |
| 特殊債券            | 12,744,420,987  |
| 社債券             | 8,179,415,800   |
| 未収利息            | 305,961,438     |
| 前払費用            | 2,916,490       |
| 流動資産合計          | 118,728,245,949 |
| 資産合計            | 118,728,245,949 |
| 負債の部            |                 |
| 流動負債            |                 |
| 未払解約金           | 2,306,096       |
| その他未払費用         | 7,070           |
| 流動負債合計          | 2,313,166       |
| 負債合計            | 2,313,166       |
| 純資産の部           |                 |
| 元本等             |                 |
| 元本              | 122,556,714,626 |
| 剰余金             |                 |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 3,830,781,843   |
| 純資産合計           | 118,725,932,783 |
| 負債純資産合計         | 118,728,245,949 |

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券<br>移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。<br>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。 |
|--------------------|--|

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目  | (2018年5月16日現在)      |
|---|---------------------|
| 1. 受益権総口数                                   | 122,556,714,626口    |
| 2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額<br>元本の欠損 | 3,830,781,843円      |
| 3. 1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額)                | 0.9687円<br>(9,687円) |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | (2018年5月16日現在)  |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載してあります。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  |

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。



(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目                                      | (2018年5月16日現在)   |
|---|------------------|
| 開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額                   | 139,680,390,792円 |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額                | 1,510,431,527円   |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額                | 18,634,107,693円  |
| 元本の内訳                                   |                  |
| ファンド名                                   |                  |
| ニッセイ国内債券パッシブDB(適格機関投資家限定)               | 121,668,105,642円 |
| DCニッセイ日本債券インデックス                        | 804,764,847円     |
| DCニッセイターゲットデートファンド2055                  | 2,251,447円       |
| DCニッセイワールドセレクトファンド(安定型)                 | 45,064,274円      |
| DCニッセイターゲットデートファンド2045                  | 389,902円         |
| DCニッセイターゲットデートファンド2035                  | 1,171,834円       |
| DCニッセイターゲットデートファンド2025                  | 5,301,172円       |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(6資産均等型) | 16,544,304円      |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)          | 1,933,566円       |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)          | 3,426,518円       |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型) | 7,761,120円       |
| 計                                       | 122,556,714,626円 |

## 「ニッセイ」-REITインデックス マザーファンド」の状況

## 貸借対照表

(単位：円)

|                 | (2018年5月16日現在) |
|-----------------|----------------|
| 資産の部            |                |
| 流動資産            |                |
| 金銭信託            | 58,568,758     |
| コール・ローン         | 128,400,686    |
| 投資証券            | 15,960,980,850 |
| 未収配当金           | 140,405,634    |
| 流動資産合計          | 16,288,355,928 |
| 資産合計            | 16,288,355,928 |
| 負債の部            |                |
| 流動負債            |                |
| 未払解約金           | 75,932,314     |
| その他未払費用         | 2,180          |
| 流動負債合計          | 75,934,494     |
| 負債合計            | 75,934,494     |
| 純資産の部           |                |
| 元本等             |                |
| 元本              | 11,418,551,897 |
| 剰余金             |                |
| 期末剰余金又は期末欠損金( ) | 4,793,869,537  |
| 純資産合計           | 16,212,421,434 |
| 負債純資産合計         | 16,288,355,928 |

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準     | 受取配当金<br>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。                                   |

## （貸借対照表に関する注記）

| 項目                           | （2018年5月16日現在）       |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 受益権総口数                    | 11,418,551,897口      |
| 2. 1口当たり純資産額<br>（1万口当たり純資産額） | 1.4198円<br>(14,198円) |

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                         | （2018年5月16日現在）  |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額       | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。  |
| 2. 時価の算定方法                 | (1)有価証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）にて記載していません。<br>(2)デリバティブ取引<br>該当事項はありません。<br>(3)上記以外の金融商品<br>上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  |

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

| 項目                                      | (2018年5月16日現在)  |
|---|-----------------|
| 開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額                   | 11,278,681,450円 |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額                | 2,608,087,403円  |
| 開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額                | 2,468,216,956円  |
| 元本の内訳                                   |                 |
| ファンド名                                   |                 |
| ニッセイJ-REITインデックスファンド(適格機関投資家限定)         | 1,727,232,000円  |
| DCニッセイJ-REITインデックスファンド                  | 899,178,268円    |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイJリートインデックスファンド          | 6,324,608,961円  |
| ニッセイJ-REITインデックスファンド2013-02(適格機関投資家限定)  | 1,945,807,037円  |
| DCニッセイJ-REITインデックスファンドA                 | 343,671,400円    |
| DCニッセイJ-REITインデックスファンドB                 | 159,185,081円    |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(6資産均等型) | 11,301,399円     |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート)             | 1,137,961円      |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(内外・株式/リート/債券)          | 537,767円        |
| ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)          | 501,795円        |
| <購入・換金手数料なし>ニッセイ・インデックスバランスファンド(8資産均等型) | 5,390,228円      |
| 計                                       | 11,418,551,897円 |

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」「2 ファンドの現況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

### 【純資産額計算書】

「ニッセイ・インデックスパッケージ(国内・株式/リート/債券)」(2018年5月31日現在)

|                |            |
|----------------|------------|
| 資産総額           | 5,974,957円 |
| 負債総額           | 646円       |
| 純資産総額( - )     | 5,974,311円 |
| 発行済数量          | 5,871,315口 |
| 1口当たり純資産額( / ) | 1.0175円    |

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

##### (1) 資本金の額

2017年8月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

<訂正後>

##### (1) 資本金の額

2018年5月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2017年8月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

| 種類         | ファンド数（本） | 純資産総額合計額<br>（単位：億円） |
|------------|----------|---------------------|
| 追加型株式投資信託  | 332      | 54,190              |
| 追加型公社債投資信託 | 0        | 0                   |
| 単位型株式投資信託  | 65       | 13,552              |
| 単位型公社債投資信託 | 3        | 113                 |
| 合計         | 400      | 67,857              |

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年5月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

| 種類         | ファンド数（本） | 純資産総額合計額<br>（単位：億円） |
|------------|----------|---------------------|
| 追加型株式投資信託  | 362      | 56,674              |
| 追加型公社債投資信託 | 0        | 0                   |
| 単位型株式投資信託  | 82       | 19,336              |
| 単位型公社債投資信託 | 2        | 82                  |
| 合計         | 446      | 76,093              |

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

#### 1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

|                 | 前事業年度<br>(2017年3月31日) |            | 当事業年度<br>(2018年3月31日) |            |
|-----------------|-----------------------|------------|-----------------------|------------|
| <b>資産の部</b>     |                       |            |                       |            |
| <b>流動資産</b>     |                       |            |                       |            |
| 現金・預金           |                       | 20,957,403 |                       | 19,824,114 |
| 有価証券            |                       | 6,499,770  |                       | 7,102,076  |
| 前払費用            |                       | 511,014    |                       | 421,985    |
| 未収委託者報酬         |                       | 3,687,850  |                       | 4,433,940  |
| 未収運用受託報酬        |                       | 1,656,206  |                       | 1,806,719  |
| 未収投資助言報酬        |                       | 91,351     |                       | 101,471    |
| 繰延税金資産          |                       | 327,435    |                       | 437,736    |
| その他             |                       | 11,984     |                       | 323,490    |
| 流動資産合計          |                       | 33,743,017 |                       | 34,451,536 |
| <b>固定資産</b>     |                       |            |                       |            |
| <b>有形固定資産</b>   |                       |            |                       |            |
| 建物附属設備          | 1                     | 71,578     | 1                     | 82,291     |
| 車両              | 1                     | 0          | 1                     | 4,900      |
| 器具備品            | 1                     | 92,090     | 1                     | 94,283     |
| 有形固定資産合計        |                       | 163,668    |                       | 181,475    |
| <b>無形固定資産</b>   |                       |            |                       |            |
| ソフトウェア          |                       | 765,393    |                       | 889,998    |
| ソフトウェア仮勘定       |                       | 166,377    |                       | 44,035     |
| その他             |                       | 8,013      |                       | 8,013      |
| 無形固定資産合計        |                       | 939,784    |                       | 942,047    |
| <b>投資その他の資産</b> |                       |            |                       |            |
| 投資有価証券          |                       | 29,600,256 |                       | 34,455,496 |
| 関係会社株式          |                       | 66,222     |                       | 66,222     |
| 長期前払費用          |                       | 171,056    |                       | 14,723     |
| 差入保証金           |                       | 285,884    |                       | 299,871    |
| 繰延税金資産          |                       | 280,043    |                       | 340,843    |
| その他             |                       | 10,177     |                       | 14,474     |
| 投資その他の資産合計      |                       | 30,413,641 |                       | 35,191,632 |
| 固定資産合計          |                       | 31,517,095 |                       | 36,315,155 |
| 資産合計            |                       | 65,260,112 |                       | 70,766,691 |

## 負債の部

## 流動負債

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 預り金      | 34,889    | 70,706    |
| 未払収益分配金  | 2,498     | 3,465     |
| 未払償還金    | 27,718    | -         |
| 未払手数料    | 1,269,371 | 1,700,145 |
| 未払運用委託報酬 | 659,099   | 703,881   |
| 未払投資助言報酬 | 566,198   | 771,152   |
| その他未払金   | 356,756   | 437,257   |
| 未払費用     | 104,560   | 109,199   |
| 未払法人税等   | 1,272,113 | 2,548,634 |
| 賞与引当金    | 746,320   | 864,699   |
| その他      | 217,295   | 377,984   |
| 流動負債合計   | 5,256,823 | 7,587,128 |

## 固定負債

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 1,519,642 | 1,682,532 |
| 役員退職慰労引当金 | 15,750    | 18,200    |
| 固定負債合計    | 1,535,392 | 1,700,732 |

## 負債合計

|      |           |           |
|------|-----------|-----------|
| 負債合計 | 6,792,216 | 9,287,861 |
|------|-----------|-----------|

## 純資産の部

## 株主資本

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 資本金      | 10,000,000 | 10,000,000 |
| 資本剰余金    |            |            |
| 資本準備金    | 8,281,840  | 8,281,840  |
| 資本剰余金合計  | 8,281,840  | 8,281,840  |
| 利益剰余金    |            |            |
| 利益準備金    | 139,807    | 139,807    |
| その他利益剰余金 |            |            |
| 配当準備積立金  | 120,000    | 120,000    |
| 研究開発積立金  | 70,000     | 70,000     |
| 別途積立金    | 350,000    | 350,000    |
| 繰越利益剰余金  | 38,693,404 | 41,733,107 |
| 利益剰余金合計  | 39,373,211 | 42,412,914 |
| 株主資本合計   | 57,655,051 | 60,694,754 |

## 評価・換算差額等

|              |         |         |
|--------------|---------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | 812,844 | 779,438 |
| 繰延ヘッジ損益      | -       | 4,637   |
| 評価・換算差額等合計   | 812,844 | 784,076 |

## 純資産合計

|       |            |            |
|-------|------------|------------|
| 純資産合計 | 58,467,896 | 61,478,830 |
|-------|------------|------------|

## 負債・純資産合計

|          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 負債・純資産合計 | 65,260,112 | 70,766,691 |
|----------|------------|------------|

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

|              | 前事業年度<br>(自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益         |  |  |
| 委託者報酬        | 24,865,689                             | 26,937,202                             |
| 運用受託報酬       | 9,257,111                              | 11,497,098                             |
| 投資助言報酬       | 511,448                                | 493,070                                |
| 営業収益計        | 34,634,249                             | 38,927,371                             |
| 営業費用         |  |  |
| 支払手数料        | 11,232,556                             | 12,354,679                             |
| 広告宣伝費        | 25,920                                 | 31,453                                 |
| 公告費          | -                                      | 260                                    |
| 調査費          | 5,110,928                              | 5,782,852                              |
| 支払運用委託報酬     | 1,719,103                              | 1,754,925                              |
| 支払投資助言報酬     | 2,287,929                              | 2,906,672                              |
| 委託調査費        | 85,290                                 | 82,637                                 |
| 調査費          | 1,018,604                              | 1,038,617                              |
| 委託計算費        | 204,532                                | 216,637                                |
| 営業雑経費        | 776,544                                | 794,505                                |
| 通信費          | 49,069                                 | 45,726                                 |
| 印刷費          | 191,262                                | 179,345                                |
| 協会費          | 26,975                                 | 32,226                                 |
| その他営業雑経費     | 509,237                                | 537,207                                |
| 営業費用計        | 17,350,482                             | 19,180,389                             |
| 一般管理費        |  |  |
| 役員報酬         | 80,235                                 | 83,616                                 |
| 給料・手当        | 3,191,860                              | 3,439,572                              |
| 賞与引当金繰入額     | 745,410                                | 864,584                                |
| 賞与           | 244,745                                | 248,146                                |
| 福利厚生費        | 611,979                                | 662,791                                |
| 退職給付費用       | 241,990                                | 330,209                                |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 7,350                                  | 2,450                                  |
| 役員退職慰労金      | 630                                    | -                                      |
| その他人件費       | 128,730                                | 148,712                                |
| 不動産賃借料       | 623,115                                | 630,692                                |
| その他不動産経費     | 25,985                                 | 26,725                                 |
| 交際費          | 28,549                                 | 26,650                                 |
| 旅費交通費        | 146,828                                | 152,875                                |
| 固定資産減価償却費    | 378,339                                | 396,898                                |
| 租税公課         | 280,494                                | 332,001                                |
| 業務委託費        | 206,740                                | 223,322                                |
| 器具備品費        | 245,657                                | 282,137                                |
| 保険料          | 56,210                                 | 54,193                                 |
| 寄付金          | -                                      | 162                                    |
| 諸経費          | 163,433                                | 175,371                                |
| 一般管理費計       | 7,408,286                              | 8,081,115                              |
| 営業利益         | 9,875,480                              | 11,665,865                             |

|              |   |            |            |
|--------------|---|------------|------------|
| 営業外収益        |   |            |            |
| 受取利息         |   | 170        | 165        |
| 有価証券利息       |   | 50,483     | 33,950     |
| 受取配当金        |   | 138,431    | 176,877    |
| 為替差益         |   | 15,249     | -          |
| 時効成立償還金      |   | 91,045     | 27,718     |
| その他営業外収益     |   | 10,670     | 13,552     |
| 営業外収益計       |   | 306,050    | 252,264    |
| 営業外費用        |   |            |            |
| 為替差損         |   | -          | 15,293     |
| 控除対象外消費税     |   | 14,608     | 13,239     |
| 雑損失          |   | -          | 27,789     |
| その他営業外費用     |   | 96         | 657        |
| 営業外費用計       |   | 14,704     | 56,980     |
| 経常利益         |   | 10,166,826 | 11,861,150 |
| 特別利益         |   |            |            |
| 投資有価証券売却益    |   | 624,481    | 201,537    |
| 投資有価証券償還益    |   | 195,321    | 31,108     |
| 固定資産売却益      |   | -          | 169        |
| 特別利益計        |   | 819,803    | 232,815    |
| 特別損失         |   |            |            |
| 投資有価証券売却損    |   | 2,615      | 107        |
| 投資有価証券償還損    |   | 16,134     | 15,469     |
| 投資有価証券評価損    |   | 129,060    | -          |
| 固定資産除却損      | 2 | 1,787      | 5,271      |
| 事故損失賠償金      | 3 | 6,119      | -          |
| 特別損失計        |   | 155,717    | 20,848     |
| 税引前当期純利益     |   | 10,830,912 | 12,073,117 |
| 法人税、住民税及び事業税 |   | 3,013,428  | 3,912,569  |
| 法人税等調整額      |   | 274,628    | 157,154    |
| 法人税等合計       |   | 3,288,057  | 3,755,414  |
| 当期純利益        |   | 7,542,855  | 8,317,703  |

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株主資本       |           |             |         |             |             |         |             |             | 株主資本<br>合計 |
|---------------------|------------|-----------|-------------|---------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|------------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金     |             | 利益剰余金   | 利益剰余金       |             |         |             | 利益剰余<br>金合計 |            |
|                     |            | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 |         | 配当準備<br>積立金 | その他利益剰余金    |         |             |             |            |
|                     |            |           |             |         |             | 研究開発<br>積立金 | 別途積立金   | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高               | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807 | 120,000     | 70,000      | 350,000 | 31,277,901  | 31,957,708  | 50,239,548 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 8,207       | 8,207       | 8,207      |
| 遡及処理後当期首残高          | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807 | 120,000     | 70,000      | 350,000 | 31,286,108  | 31,965,915  | 50,247,755 |
| 当期変動額               |            |           |             |         |             |             |         |             |             |            |
| 剰余金の配当              | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 135,560     | 135,560     | 135,560    |
| 当期純利益               | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 7,542,855   | 7,542,855   | 7,542,855  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | -           | -           | -          |
| 当期変動額合計             | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 7,407,295   | 7,407,295   | 7,407,295  |
| 当期末残高               | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807 | 120,000     | 70,000      | 350,000 | 38,693,404  | 39,373,211  | 57,655,051 |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産<br>合計  |
|---------------------|--------------|------------|------------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | 1,309,858    | 1,309,858  | 51,549,407 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    | -            | -          | 8,207      |
| 遡及処理後当期首残高          | 1,309,858    | 1,309,858  | 51,557,614 |
| 当期変動額               |              |            |            |
| 剰余金の配当              | -            | -          | 135,560    |
| 当期純利益               | -            | -          | 7,542,855  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 497,014      | 497,014    | 497,014    |
| 当期変動額合計             | 497,014      | 497,014    | 6,910,281  |
| 当期末残高               | 812,844      | 812,844    | 58,467,896 |

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株主資本       |           |             |         |             |             |         |             |             | 株主資本<br>合計 |
|-----------------------------|------------|-----------|-------------|---------|-------------|-------------|---------|-------------|-------------|------------|
|                             | 資本金        | 資本剰余金     |             | 利益準備金   | 利益剰余金       |             |         |             | 利益剰余<br>金合計 |            |
|                             |            | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 |         | その他利益剰余金    |             |         |             |             |            |
|                             |            |           |             |         | 配当準備<br>積立金 | 研究開発<br>積立金 | 別途積立金   | 繰越利益<br>剰余金 |             |            |
| 当期首残高                       | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807 | 120,000     | 70,000      | 350,000 | 38,693,404  | 39,373,211  | 57,655,051 |
| 当期変動額                       |            |           |             |         |             |             |         |             |             |            |
| 剰余金の配当                      | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 5,278,000   | 5,278,000   | 5,278,000  |
| 当期純利益                       | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 8,317,703   | 8,317,703   | 8,317,703  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | -           | -           | -          |
| 当期変動額合計                     | -          | -         | -           | -       | -           | -           | -       | 3,039,703   | 3,039,703   | 3,039,703  |
| 当期末残高                       | 10,000,000 | 8,281,840 | 8,281,840   | 139,807 | 120,000     | 70,000      | 350,000 | 41,733,107  | 42,412,914  | 60,694,754 |

|                             | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産<br>合計  |
|-----------------------------|----------------------|-------------|----------------|------------|
|                             | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                       | 812,844              | -           | 812,844        | 58,467,896 |
| 当期変動額                       |                      |             |                |            |
| 剰余金の配当                      | -                    | -           | -              | 5,278,000  |
| 当期純利益                       | -                    | -           | -              | 8,317,703  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額（純額） | 33,405               | 4,637       | 28,768         | 28,768     |
| 当期変動額合計                     | 33,405               | 4,637       | 28,768         | 3,010,934  |
| 当期末残高                       | 779,438              | 4,637       | 784,076        | 61,478,830 |

## 注記事項

## （重要な会計方針）

| 項目                      | 当事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日)   |
|-------------------------|--|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法       | <p>満期保有目的の債券<br/>償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券<br/>時価のあるもの<br/>...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの<br/>...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式<br/>移動平均法に基づく原価法によっております。</p>  |
| 2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法  | デリバティブ取引の評価は時価法によっております。   |
| 3．固定資産の減価償却の方法          | <p>有形固定資産<br/>定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産<br/>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>  |
| 4．引当金の計上基準              | <p>賞与引当金<br/>従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金<br/>従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金<br/>役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |
| 5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 6．ヘッジ会計の方法  | <p>ヘッジ会計の方法<br/>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象<br/>ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物<br/>ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針<br/>ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法<br/>ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p> |
| 7．消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  |

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

(2) 適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。



## (貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

|        | 前事業年度<br>(2017年3月31日) | 当事業年度<br>(2018年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 建物附属設備 | 301,414千円             | 313,759千円             |
| 車両     | 7,014                 | 1,828                 |
| 器具備品   | 450,664               | 469,335               |
| 計      | 759,093               | 784,943               |

## (損益計算書関係)

1.固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

|    | 前事業年度<br>(自 2016年4月 1日<br>至 2017年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日) |
|----|---|---|
| 車両 | -                                       | 169千円                                   |

2.固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

|      | 前事業年度<br>(自 2016年4月 1日<br>至 2017年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日) |
|------|---|---|
| 器具備品 | 1,787千円                                 | 5,271千円                                 |

3.事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(千株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(千株) |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 |                        |                        |                        |                       |
| 普通株式  | 108                    | -                      | -                      | 108                   |
| 合計    | 108                    | -                      | -                      | 108                   |

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2016年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 株式の種類    | 普通株式       |
| 配当金の総額   | 135,560千円  |
| 1株当たり配当額 | 1,250円     |
| 基準日      | 2016年3月31日 |
| 効力発生日    | 2016年6月24日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2017年6月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 株式の種類    | 普通株式        |
| 配当金の総額   | 5,278,000千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金       |
| 1株当たり配当額 | 48,686円     |
| 基準日      | 2017年3月31日  |
| 効力発生日    | 2017年6月23日  |

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

|       | 当事業年度期首<br>株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(千株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(千株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(千株) |
|-------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 |                        |                        |                        |                       |
| 普通株式  | 108                    | -                      | -                      | 108                   |
| 合計    | 108                    | -                      | -                      | 108                   |

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

|          |             |
|----------|-------------|
| 株式の種類    | 普通株式        |
| 配当金の総額   | 5,278,000千円 |
| 1株当たり配当額 | 48,686円     |
| 基準日      | 2017年3月31日  |
| 効力発生日    | 2017年6月23日  |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

|          |             |
|----------|-------------|
| 株式の種類    | 普通株式        |
| 配当金の総額   | 5,000,103千円 |
| 配当の原資    | 利益剰余金       |
| 1株当たり配当額 | 46,106円     |
| 基準日      | 2018年3月31日  |
| 効力発生日    | 2018年6月22日  |

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2017年3月31日)

(単位:千円)

|           | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額      |
|-----------|--------------|------------|---------|
| 現金・預金     | 20,957,403   | 20,957,403 | -       |
| 有価証券      |              |            |         |
| 満期保有目的の債券 | 6,499,770    | 6,515,850  | 16,079  |
| 投資有価証券    |              |            |         |
| 満期保有目的の債券 | 15,613,017   | 15,730,180 | 117,162 |
| その他有価証券   | 13,919,739   | 13,919,739 | -       |

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

|                      | 貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額     |
|----------------------|--------------|------------|--------|
| 現金・預金                | 19,824,114   | 19,824,114 | -      |
| 有価証券                 |              |            |        |
| 満期保有目的の債券            | 7,102,076    | 7,115,800  | 13,723 |
| 投資有価証券               |              |            |        |
| 満期保有目的の債券            | 14,652,704   | 14,687,680 | 34,975 |
| その他有価証券              | 19,735,292   | 19,735,292 | -      |
| デリバティブ取引             |              |            |        |
| ヘッジ会計が適用され<br>ていないもの | -            | -          | -      |
| ヘッジ会計が適用され<br>ているもの  | 103,394      | 103,394    | -      |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

当事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

| ヘッジ会<br>計の方法 | デリバティブ<br>取引の種類等    | 主なヘッ<br>ジ対象 | 契約額等      |           | 時価      | 当該時価の<br>算定方法   |
|--------------|---------------------|-------------|-----------|-----------|---------|---|
|              |                     |             |           | うち1<br>年超 |         |   |
| 原則的<br>処理方法  | 為替予約取引<br>米ドル売建     | 投資<br>有価証券  | 1,988,812 | -         | 71,536  | 取引相手の金融機<br>関等より入手した<br>TTM、割引レ<br>ート等を基準として<br>算定した価格に<br>よっております。 |
|              | 新興国株価<br>指数先物<br>売建 | 投資<br>有価証券  | 1,022,464 | -         | 31,858  | 決算日の市場価格<br>によっております。   |
| 合計           |                     |             | 3,011,276 | -         | 103,394 |   |

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 前事業年度<br>(2017年3月31日) | 当事業年度<br>(2018年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式  | 67,500                | 67,500                |
| 関係会社株式 | 66,222                | 66,222                |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2017年3月31日)

|                  | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金            | 20,957,403   | -                   | -                    | -            |
| 有価証券及び投資有価証券     |              |                     |                      |              |
| 満期保有目的の債券        |              |                     |                      |              |
| 国債・地方債等          | 6,500,000    | 15,600,000          | -                    | -            |
| 其他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| 其他(注)            | 1,543,642    | 10,698,606          | 1,611,564            | 1,136        |
| 合計               | 29,001,045   | 26,298,606          | 1,611,564            | 1,136        |

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2018年3月31日)

|                  | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金            | 19,824,114   | -                   | -                    | -            |
| 有価証券及び投資有価証券     |              |                     |                      |              |
| 満期保有目的の債券        |              |                     |                      |              |
| 国債・地方債等          | 7,100,000    | 14,650,000          | -                    | -            |
| 其他有価証券のうち満期があるもの |              |                     |                      |              |
| 其他(注)            | 2,896,071    | 14,413,880          | 2,089,902            | 299,797      |
| 合計               | 29,820,185   | 29,063,880          | 2,089,902            | 299,797      |

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2017年3月31日)

|                        | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超えるもの  | (1)国債・地方債等 | 22,112,787       | 22,246,030 | 133,242    |
|                        | (2)社債      | -                | -          | -          |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | 22,112,787       | 22,246,030 | 133,242    |
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | -                | -          | -          |
|                        | (2)社債      | -                | -          | -          |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | -                | -          | -          |
| 合計                     |            | 22,112,787       | 22,246,030 | 133,242    |

当事業年度(2018年3月31日)

|                        | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|------------------------|------------|------------------|------------|------------|
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超えるもの  | (1)国債・地方債等 | 15,606,746       | 15,660,060 | 53,313     |
|                        | (2)社債      | -                | -          | -          |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | 15,606,746       | 15,660,060 | 53,313     |
| 時価が貸借対照<br>表計上額を超えないもの | (1)国債・地方債等 | 6,148,033        | 6,143,420  | 4,613      |
|                        | (2)社債      | -                | -          | -          |
|                        | (3)その他     | -                | -          | -          |
|                        | 小計         | 6,148,033        | 6,143,420  | 4,613      |
| 合計                     |            | 21,754,780       | 21,803,480 | 48,699     |

## 2. その他有価証券

前事業年度（2017年3月31日）

|   | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価または<br>償却原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|------------|------------------|-------------------------|------------|
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価ま<br>たは償却原価を<br>超えるもの  | (1)株式      | -                | -                       | -          |
|   | (2)債券      | 5,850,740        | 5,806,313               | 44,426     |
|   | 国債・地方債等    | 5,850,740        | 5,806,313               | 44,426     |
|   | 社債         | -                | -                       | -          |
|   | その他        | -                | -                       | -          |
|   | (3)その他（注1） | 5,152,625        | 3,951,939               | 1,200,685  |
|   | 小計         | 11,003,365       | 9,758,253               | 1,245,112  |
| 貸借対照表計上<br>額が取得原価ま<br>たは償却原価を<br>超えないもの | (1)株式      | -                | -                       | -          |
|   | (2)債券      | -                | -                       | -          |
|   | 国債・地方債等    | -                | -                       | -          |
|   | 社債         | -                | -                       | -          |
|   | その他        | -                | -                       | -          |
|   | (3)その他（注1） | 2,916,373        | 2,988,610               | 72,236     |
|   | 小計         | 2,916,373        | 2,988,610               | 72,236     |
| 合計                                      |            | 13,919,739       | 12,746,863              | 1,172,876  |

当事業年度(2018年3月31日)

|                             | 種類         | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 取得原価または<br>償却原価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------------------------|------------|------------------|-------------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの  | (1)株式      | -                | -                       | -          |
|                             | (2)債券      | 5,824,610        | 5,803,679               | 20,930     |
|                             | 国債・地方債等    | 5,824,610        | 5,803,679               | 20,930     |
|                             | 社債         | -                | -                       | -          |
|                             | その他        | -                | -                       | -          |
|                             | (3)その他(注1) | 7,066,429        | 5,762,409               | 1,304,019  |
|                             | 小計         | 12,891,039       | 11,566,089              | 1,324,949  |
| 貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの | (1)株式      | -                | -                       | -          |
|                             | (2)債券      | -                | -                       | -          |
|                             | 国債・地方債等    | -                | -                       | -          |
|                             | 社債         | -                | -                       | -          |
|                             | その他        | -                | -                       | -          |
|                             | (3)その他(注1) | 6,844,252        | 7,045,700               | 201,447    |
|                             | 小計         | 6,844,252        | 7,045,700               | 201,447    |
|                             | 合計         | 19,735,292       | 18,611,789              | 1,123,502  |

(注1) 投資信託受益証券等であります。

(注2) 非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。



## 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

| 種類     | 売却額(千円)   | 売却益の合計(千円) | 売却損の合計(千円) |
|--------|-----------|------------|------------|
| (1)株式  | -         | -          | -          |
| (2)債券  | -         | -          | -          |
| (3)その他 | 1,520,915 | 624,481    | 2,615      |
| 合計     | 1,520,915 | 624,481    | 2,615      |

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

| 種類     | 売却額(千円) | 売却益の合計(千円) | 売却損の合計(千円) |
|--------|---------|------------|------------|
| (1)株式  | -       | -          | -          |
| (2)債券  | -       | -          | -          |
| (3)その他 | 344,430 | 201,537    | 107        |
| 合計     | 344,430 | 201,537    | 107        |

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券のその他について129,060千円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## （デリバティブ取引関係）

## 1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## （1）通貨関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等    | 主なヘッジ対象    | 契約額等（千円）  | 契約額等のうち1年超（千円） | 時価（千円） | 評価損益（千円） |
|----------|-----------------|------------|-----------|----------------|--------|----------|
| 原則的処理方法  | 為替予約取引<br>米ドル売建 | 投資<br>有価証券 | 1,988,812 | -              | 71,536 | 71,536   |
| 合計       |                 |            | 1,988,812 | -              | 71,536 | 71,536   |

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

## （2）株式関連

前事業年度（2017年3月31日）

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（2018年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等        | 主なヘッジ対象    | 契約額等（千円）  | 契約額等のうち1年超（千円） | 時価（千円） | 評価損益（千円） |
|----------|---------------------|------------|-----------|----------------|--------|----------|
| 原則的処理方法  | 新興国株価<br>指数先物<br>売建 | 投資<br>有価証券 | 1,022,464 | -              | 31,858 | 31,858   |
| 合計       |                     |            | 1,022,464 | -              | 31,858 | 31,858   |

（注1）時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

前事業年度(自2016年4月1日 至2017年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |              |
|--------------|--------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,404,058 千円 |
| 退職給付費用       | 167,807      |
| 退職給付の支払額     | 52,223       |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,519,642    |

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 167,807 千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、50,618千円であります。

当事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

|              |              |
|--------------|--------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,519,642 千円 |
| 退職給付費用       | 248,707      |
| 退職給付の支払額     | 85,817       |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,682,532    |

## (2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                | 前事業年度<br>(2017年3月31日) | 当事業年度<br>(2018年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| <b>(流動資産)</b>  |                       |                       |
| 繰延税金資産         |                       |                       |
| 賞与引当金          | 230,314 千円            | 264,770 千円            |
| 未払事業税          | 63,109                | 138,553               |
| その他            | 34,011                | 36,433                |
| 繰延税金資産合計       | 327,435               | 439,758               |
| 繰延税金負債         |                       |                       |
| 繰延ヘッジ損益        | -                     | 2,021                 |
| 繰延税金負債合計       | -                     | 2,021                 |
| 繰延税金資産の純額      | -                     | 437,736               |
| <b>(固定資産)</b>  |                       |                       |
| 繰延税金資産         |                       |                       |
| 退職給付引当金        | 465,488               | 515,191               |
| 税務上の繰延資産償却超過額  | 3,415                 | 3,662                 |
| 役員退職慰労引当金      | 4,822                 | 5,572                 |
| 投資有価証券評価損      | 39,827                | -                     |
| 投資有価証券評価差額     | 22,140                | 61,683                |
| その他            | 3,623                 | 12,431                |
| 小計             | 539,318               | 598,542               |
| 評価性引当額         | 10                    | 47                    |
| 繰延税金資産合計       | 539,308               | 598,495               |
| 繰延税金負債         |                       |                       |
| 特別分配金否認        | 34,979                | 9,827                 |
| 投資有価証券評価差額     | 224,285               | 247,824               |
| 繰延税金負債合計       | 259,265               | 257,651               |
| 繰延税金資産(は負債)の純額 | 280,043               | 340,843               |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
前事業年度（自2016年4月1日 至2017年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称     | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合        | 関連当事者との関係         |        | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-----------|-------------------|-------|-------------------|-------------------|--------|-----------|--------------|----------|--------------|
|     |            |           |                   |       |                   | 役員の兼任等            | 事業上の関係 |           |              |          |              |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 150,000           | 生命保険業 | (被所有)直接<br>90.00% | 兼任有<br>出向有<br>転籍有 | 営業取引   | 運用受託報酬の受取 | 3,036,007    | 未収運用受託報酬 | 715,220      |
|     |            |           |                   |       |                   |                   |        | 投資助言報酬の受取 | 218,363      | 未収投資助言報酬 | 11,670       |

当事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称     | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の被所有割合         | 関連当事者との関係         |        | 取引の内容     | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|------------|-----------|-------------------|-------|--------------------|-------------------|--------|-----------|--------------|----------|--------------|
|     |            |           |                   |       |                    | 役員の兼任等            | 事業上の関係 |           |              |          |              |
| 親会社 | 日本生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区 | 150,000           | 生命保険業 | (被所有)直接<br>100.00% | 兼任有<br>出向有<br>転籍有 | 営業取引   | 運用受託報酬の受取 | 3,608,592    | 未収運用受託報酬 | 833,260      |
|     |            |           |                   |       |                    |                   |        | 投資助言報酬の受取 | 132,212      | 未収投資助言報酬 | 11,876       |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

## ( 1株当たり情報 )

|              | 前事業年度<br>(自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額    | 539,133円00銭                            | 566,896円85銭                            |
| 1株当たり当期純利益金額 | 69,552円73銭                             | 76,697円61銭                             |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|              | 前事業年度<br>(自 2016年4月1日<br>至 2017年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益        | 7,542,855千円                            | 8,317,703千円                            |
| 普通株主に帰属しない金額 | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益 | 7,542,855千円                            | 8,317,703千円                            |
| 期中平均株式数      | 108千株                                  | 108千株                                  |

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 5【その他】

### <訂正前>

#### 定款の変更等

2017年3月24日に開催された臨時株主総会において、定款の「取締役の責任免除」にかかる条項の追加が決議されました。

#### 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

### <訂正後>

#### 定款の変更等

2018年3月20日に開催された臨時株主総会において、定款の「取締役会」にかかる条項に次の事項の追加が決議されました。

- ・当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

#### 訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2017年3月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

2017年3月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(2017年3月末現在)

| a. 名称    | b. 資本金の額 | c. 事業の内容                      |
|----------|----------|-------------------------------|
| 光世証券株式会社 | 852百万円   | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 内藤証券株式会社 | 3,002百万円 |                               |

#### (3) 投資助言会社（参考情報）

##### a. 名称

株式会社ニッセイ基礎研究所

##### b. 資本金の額

2017年3月末現在、450百万円

##### c. 事業の内容

「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」に基づき監督官庁の登録を受け、投資顧問業を営むとともに、内外の経済、産業動向や金融・投資手法等に関する調査研究の受託、コンサルティング業等を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

#### (3) 投資助言会社（参考情報）

委託会社に対し、「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド」の運用に関する投資助言を行います。

### 3【資本関係】

委託会社は、株式会社ニッセイ基礎研究所（投資助言会社）の株式を1,350株（持株比率15.0%）保有しています（参考情報）。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

< 訂正後 >

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

### (1) 受託会社

- a. 名称  
三菱UFJ信託銀行株式会社
- b. 資本金の額  
2018年3月末現在、324,279百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

### (参考) 再信託受託会社の概況

- a. 名称  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- b. 資本金の額  
2018年3月末現在、10,000百万円
- c. 事業の内容  
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### (2) 販売会社

(資本金の額：2018年3月末現在)

| a. 名称         | b. 資本金の額  | c. 事業の内容                      |
|---------------|-----------|-------------------------------|
| カブドットコム証券株式会社 | 7,196百万円  | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 光世証券株式会社      | 12,000百万円 |                               |
| 内藤証券株式会社      | 3,002百万円  |                               |
| 松井証券株式会社      | 11,945百万円 |                               |
| マネックス証券株式会社   | 12,200百万円 |                               |
| 楽天証券株式会社      | 7,495百万円  |                               |
| 株式会社SBI証券     | 48,323百万円 |                               |

### (3) 投資助言会社(参考情報)

- a. 名称  
株式会社ニッセイ基礎研究所
- b. 資本金の額  
2018年3月末現在、450百万円
- c. 事業の内容  
「有価証券に係る投資顧問業の規制に関する法律」に基づき監督官庁の登録を受け、投資顧問業を営むとともに、内外の経済、産業動向や金融・投資手法等に関する調査研究の受託、コンサルティング業等を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資助言会社(参考情報)

委託会社に対し、「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ国内債券パッシブマザーファンド」の運用に関する投資助言を行います。

### 3【資本関係】

委託会社は、株式会社ニッセイ基礎研究所(投資助言会社)の株式を1,350株(持株比率15.0%)保有しています(参考情報)。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

## 第3【その他】

<訂正前>

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
  - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
  - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。  
なお、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)への照会先は下記の通りです。  
コールセンター 0120-762-506  
(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)  
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。  
投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

<訂正後>

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。

- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
  - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
  - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- なお、委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506  
(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)
- ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

# 独立監査人の中間監査報告書

2018年6月27日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 青木 裕 晃 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式/リート/債券）の2017年11月17日から2018年5月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイ・インデックスパッケージ（国内・株式/リート/債券）の2018年5月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2017年11月17日から2018年5月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

2018年6月4日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 牧野あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。